三沢市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月　三沢市

はじめに

子どもの誕生は、社会活力の源であり、家族はもとより社会全体の喜びであります。そして、そのために、親がゆとりを持ち安心して子育てができるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境が求められています。

国では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」のため、平成24年８月に「子ども・子育て関連３法」を制定し、平成27年４月から「子ども・子育て支援制度」をスタートさせることになりました。

一方、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく「三沢市次世代育成支援行動計画」を平成17年に策定し、平成26年までの10年間、次世代を担う子どもや若者への支援、子育て家庭に優しい環境づくりに努めてまいりましたが、この次世代育成支援対策推進法は、平成26年４月に、平成27年度から10年間の延長を内容とする改正を行っております。

そこで本市では、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」の二つ国の法の目的に添うよう、このたび「子ども・子育て支援事業計画」を基本としながらも、次世代を担う子どもたちが健やかに育まれる地域の確立を目指すための「次世代育成支援行動計画」も兼ね備えた「三沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

今後は、この計画に基づき、家庭、地域、企業等が、それぞれの役割を果たしながら、社会全体が一体となって、子育てに優しい環境を創出するとともに、子どもが健やかに成長し、明るく豊かなまちとなるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「三沢市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました市民各位に心から感謝を申し上げます。

三沢市長　種　市　一　正

目　次

はじめに
第１章　計画策定の概要……1
1　計画策定の趣旨……1
2　計画の位置づけ……1
3　計画の期間……2
4　計画の策定体制と意見の反映……2

第２章　三沢市の子ども・子育ての現状……3
1　人口と世帯数の推移……3
2　出産、死亡の推移……6
3　就労状況の推移……8
4　子育て環境の状況……9
5　アンケート調査から見た住民意識と課題……13

第３章　計画の基本理念と基本目標……26
1　計画の基本理念……26
2　基本目標……28

第４章　子ども・子育て支援の事業展開……34
1　教育・保育提供区域……34
2　幼児期の学校教育・保育の必要量の推計……34
3　幼児期の学校教育・保育……36
4　地域子ども・子ども子育て事業……38

第５章　次世代育成支援の総括と今後の方向性……46
1　三沢市次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括……46
2　基本目標ごとの課題……46

第６章　次世代育成支援の展開……50
1　基本目標ごとの事業の方向性……50

第７章　計画の推進……57

資　料……58
1　三沢市子ども・子育て会議条例……58
2　三沢市子ども・子育て会議委員名簿……60
3　三沢市要保護児童対策協議会設置要綱……61
4　虐待防止のための支援体制……63

第１章　計画策定の概要

1　計画策定の趣旨

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」

平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

三沢市では、平成16年に「三沢市次世代育成支援前期行動計画」を、平成22年に改訂した「後期行動計画」を策定し、その進捗管理を行いながら子育て支援施策の充実を図ってまいりましたが、平成27年度からの新制度施行に併せて「次世代育成支援対策推進法」が延長されたことから、これまでの取り組みについて検証と評価、見直しを行った上で、「行動計画」の理念を継承することとします。

策定する「三沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という）」は、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、また、多様化する市民ニーズに対応した良質かつ適切な支援内容が確保されることを目指します。

保護者の保育需要を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込と供給体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込むとともに、国が行動計画の指針とする「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに追加された「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」を組み込んで一体的に推進するための「支援事業計画」を作成し、子育て支援事業の一層の充実を図ることとします。

2　計画の位置づけ

支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第２条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠として策定するものです。

また、本計画は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりを目指す観点から、当市の「新三沢市総合振興計画」上位計画とし、別に策定する「健康みさわ21計画」「みさわハーモニープラン」「障害者支援計画」等の関連計画との整合性を保ちながら推進していきます。

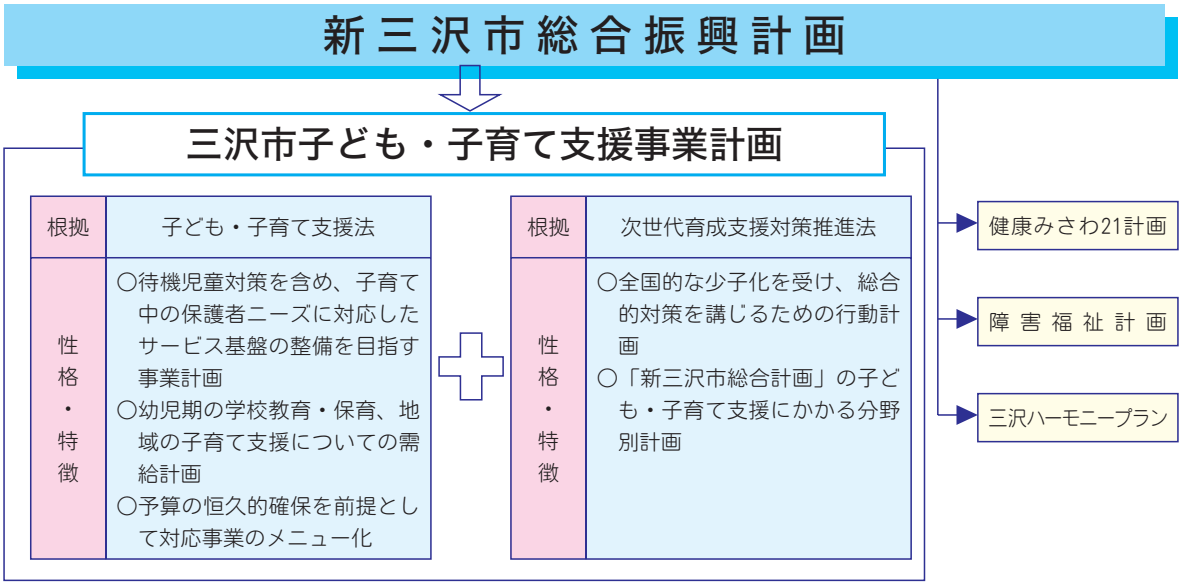

3　計画の期間

計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの５年間を一期として策定します。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をしていきます。

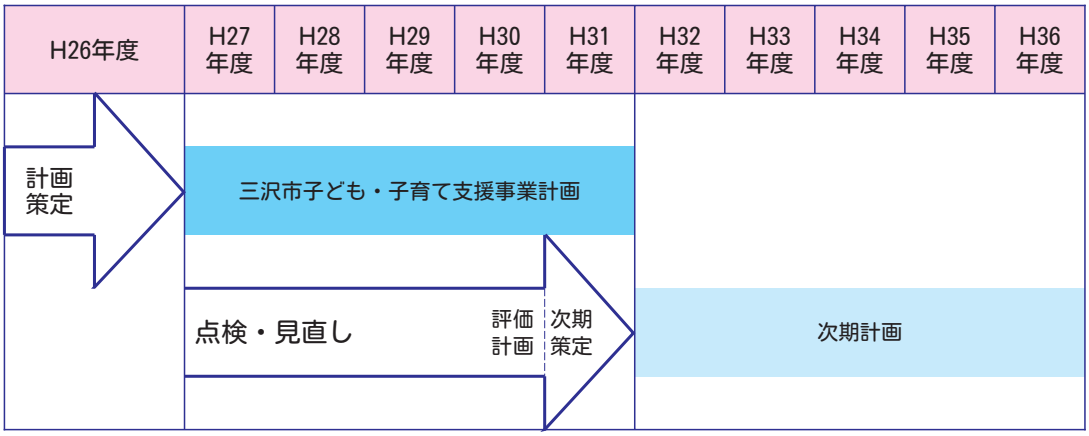

4　計画の策定体制と意見の反映

この計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や子育て支援事業者、学識経験者等のより構成される「三沢市子ども・子育て会議（以下、「会議」という。）」において、ニーズ調査の結果から今後の事業のあり方や必要量などについて審議を行い、その結果を踏まえて計画書にまとめ、市民の方々のご意見等を反映すべくパブリックコメントを実施し支援事業計画として策定いたしました。

また、当会議は、策定後の計画実施状況について、その内容審査や進捗管理を行います。

第２章　三沢市の子ども・子育ての現状

1　人口と世帯数の推移

①　総人口と18歳以下人口の推移

三沢市の人口は、平成26年4月１日現在で、41,359人となっており、平成22年から緩やかな減少傾向にあります。18歳以下人口は、平成26年で7,967人、18歳以下人口割合は19.3％となり、平成22年から微減傾向で推移しています。

人口と18歳以下人口の推移

単位：人、％

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	42,226	42,206	41,892	41,834	41,359
18歳以下人口	8,632	8,550	8,395	8,174	7,967
18歳以下人口割合	20.4	20.3	20.0	19.5	19.3

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

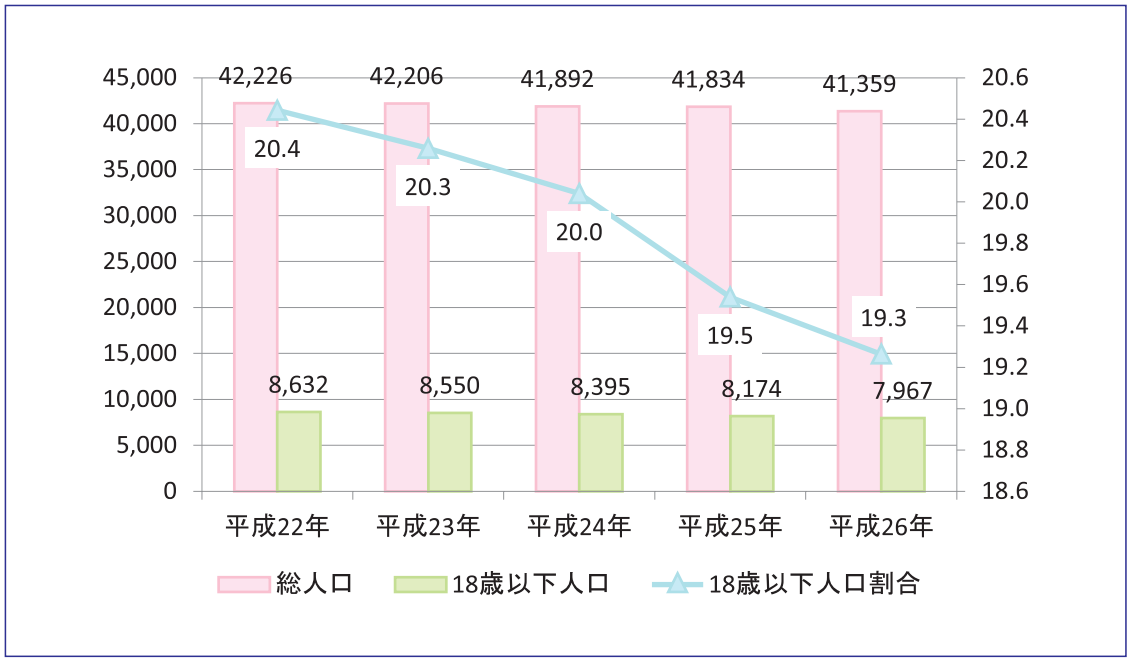

②　世帯数及び１世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成22年からおおむね増加傾向にあり、平成26年４月１日現在18,696世帯となっており、平成22年から304世帯の増加となっています。一方で、総人口は減少傾向にあることから、１世帯あたり人員は減少傾向となっており、平成26年では2.21人で、核家族化が進行していることがわかります。

世帯数及び１世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	42,226	42,206	41,892	41,834	41,359
世帯数	18,392	18,564	18,538	18,779	18,696
１世帯あたり人員	2.30	2.27	2.26	2.23	2.21

資料：三沢市統計書（各年４月１日現在）

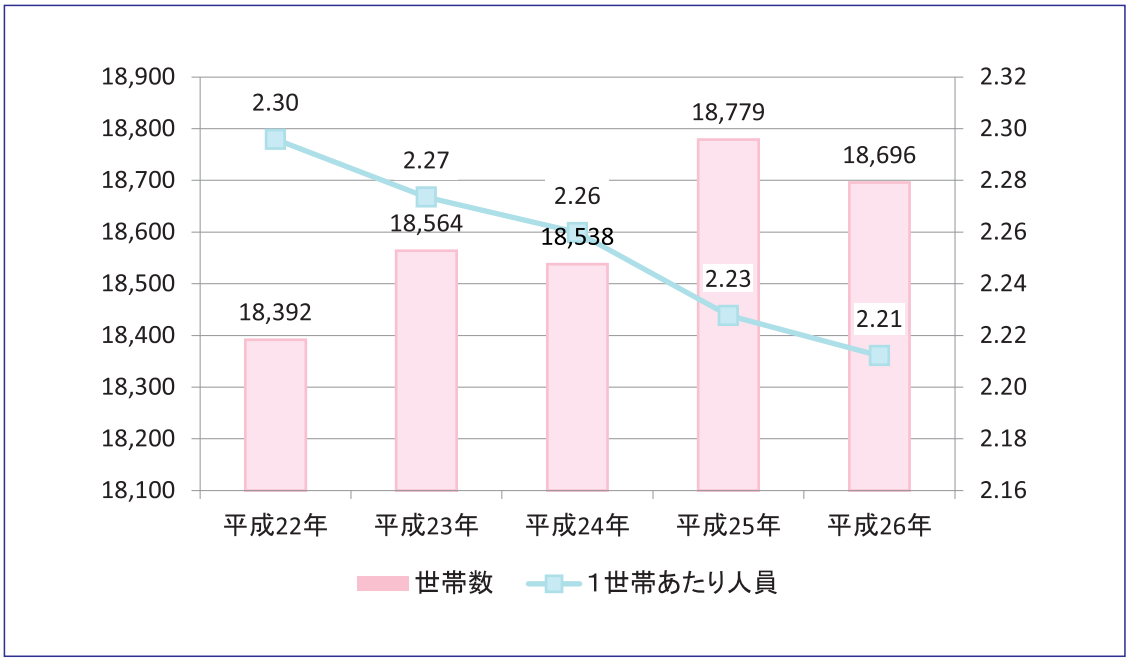

③　母子・父子世帯の推移

母子・父子世帯は、仕事と子育ての両立をしなければならず子育てに関する様々なサービスを必要としています。三沢市の母子・父子世帯における１世帯当たりの人員は、概ね2.4人から2.5人で推移しています。

母子・父子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年（４月－12月）
母子・父子世帯数	687	718	743	675	694
母子・父子世帯人員	1,721	1,809	1,798	1,670	1,694
１世帯当たり人員	2.50	2.51	2.41	2.47	2.44

資料：ひとり親医療費事業

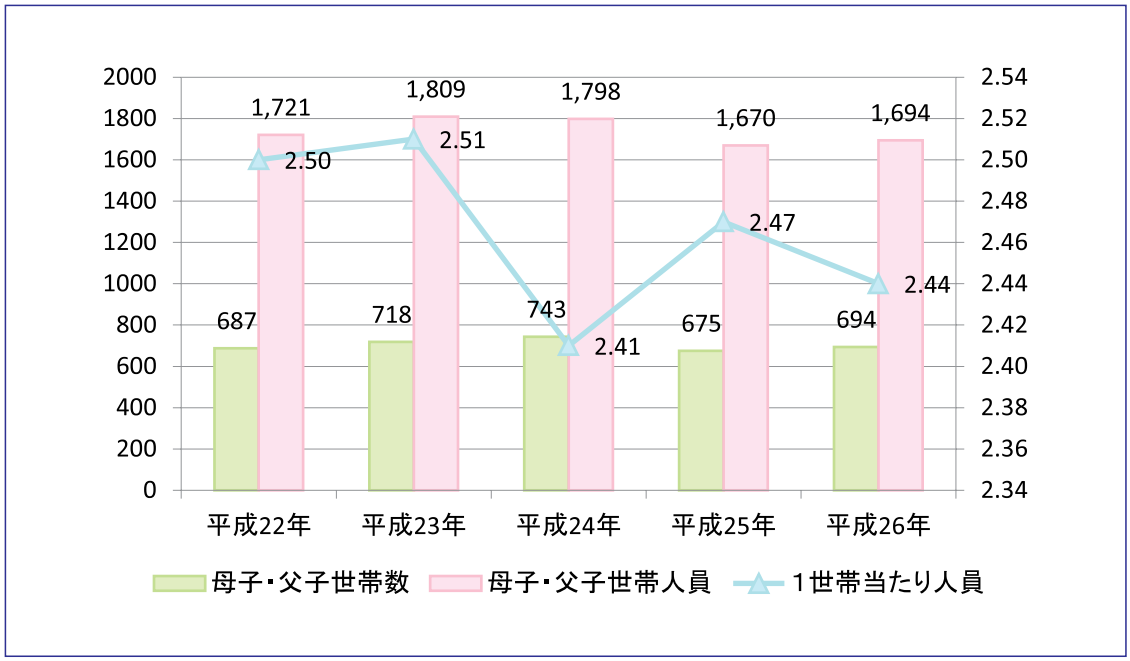

2　出産、死亡の推移

①　合計特殊出生率の推移

三沢市の合計特殊出生率の推移をみると、平成４年までは人口置換水準である2.07人を維持していたものの、その後の減少幅は加速度的に進み、平成20年～24年の合計特殊出生率は1.79となっています。

合計特殊出生率の推移

（15歳～49歳の女性人口千対）

	昭和58年～昭和62年	昭和63年～平成４年	平成５年～平成９年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
三　沢　市	2.08	2.07	2.00	1.98	1.88	1.79
青　森　県	1.80	1.63	1.58	1.48	1.34	1.37

資料：人口動態統計

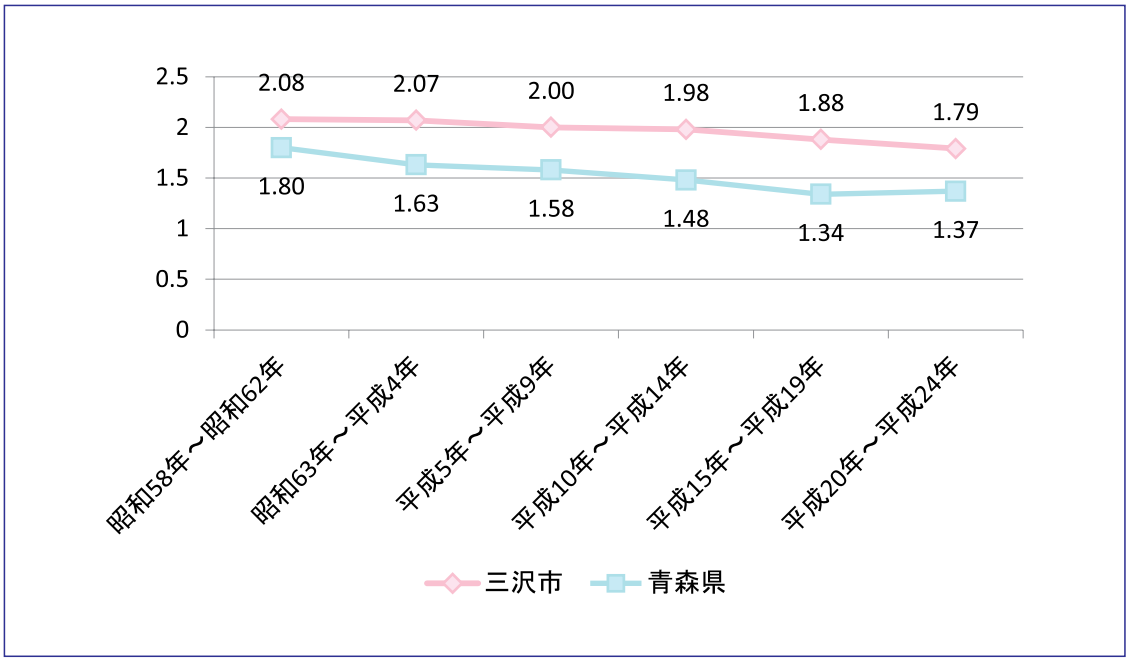

②　出生・死亡数の推移

出生数の推移をみると、ここ５年間は400人超で推移していますが、死亡数が増加傾向で推移しているため、自然動態は平成25年にマイナスに転じました。

出生数、出生率の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
① 出 生 数	422	423	426	421	416
② 死 亡 数	364	366	376	388	437
①　－　②	58	57	50	33	－21

資料：青森県人口動態調査

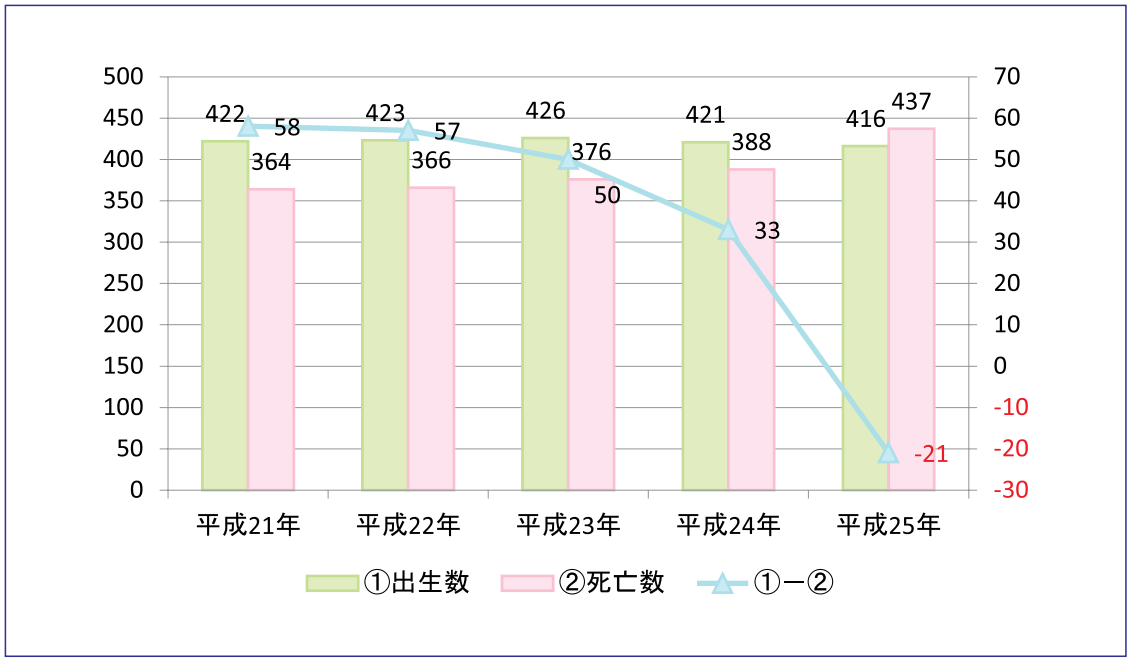

3　就労状況の推移

①　就業構造

本市の就業構造は、第１次産業は7.6％と少数であり、第２次産業が20.3％、第３次産業が68.8％となっています。

就業構造

単位：人、％

産　　業		人	%
総　　数		19,759	100
第１次産業		1,496	7.6
	農業	1,380	7.0
	林業	2	0.0
	漁業	114	0.6
第２次産業		4,014	20.3
	鉱業	7	0.0
	建設業	1,761	8.9
	製造業	2,246	11.4
第３次産業		13,601	68.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.4
	情報通信業	80	0.4
	運輸業，郵便業	595	3.0
	卸売業，小売業	2,252	11.4
	金融業，保険業	300	1.5
	不動産業，物品賃貸業	240	1.2
	学術研究，専門・技術サービス業	527	2.7
	宿泊業，飲食サービス業	1,178	6.0
	生活関連サービス業，娯楽業	795	4.0
	教育，学習支援業	641	3.2
	医療，福祉	1,808	9.2
	複合サービス事業	153	0.8
	サービス業（他に分類されないもの）	1,790	9.1
	公務（他に分類されるものを除く）	3,155	16.0
分類不能の産業		648	3.3

資料：平成22年国勢調査

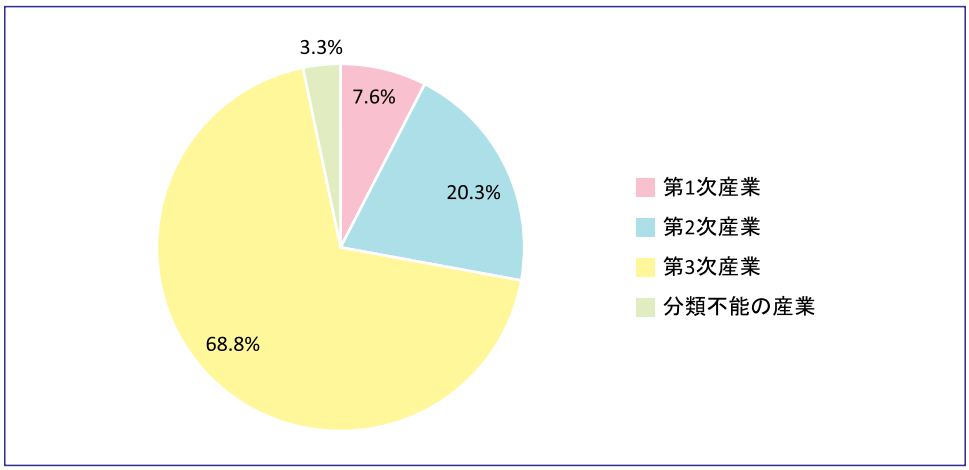

4　子育て環境の状況

①　保育所の状況

本市には、保育所が18ケ所（公立１／私立16／認定こども園１）あります。

定員は1,115人となっており、平成24年度、25年度は定員を上回る利用者数がありましたが、平成26年度には若干定員を下回っています。

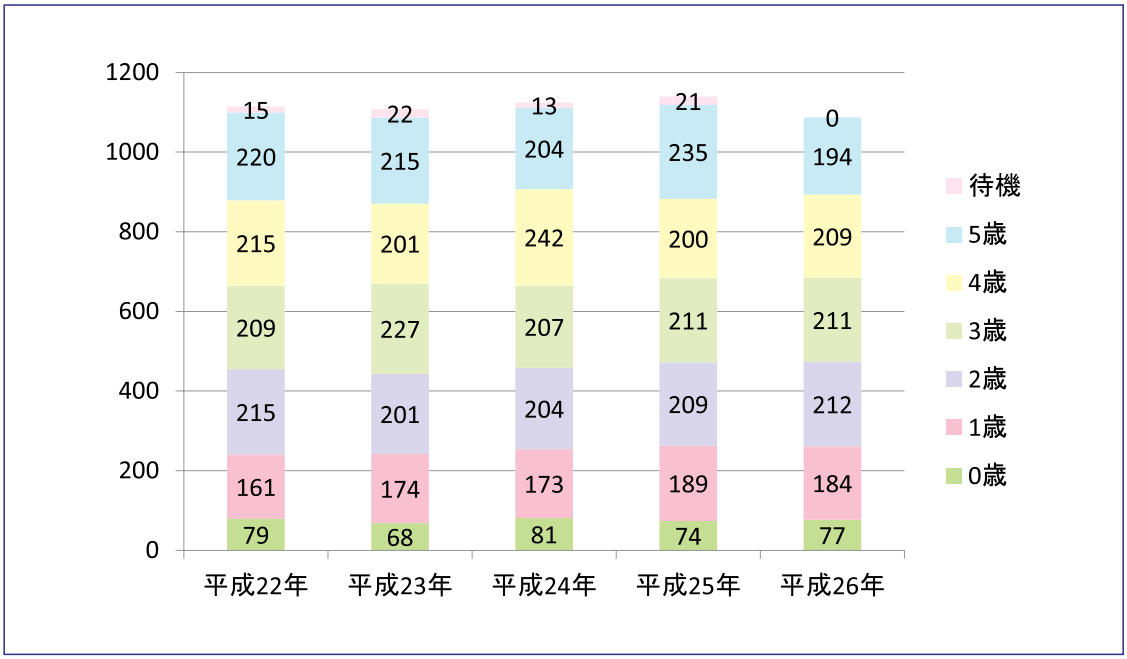

資料：家庭福祉課

②　幼稚園の状況

本市には幼稚園が４ケ所（私立３／認定こども園１）あります。

定員は650人（私立470人、認定こども園180人）となっており、近年は定員を下回る利用者数で推移しています。

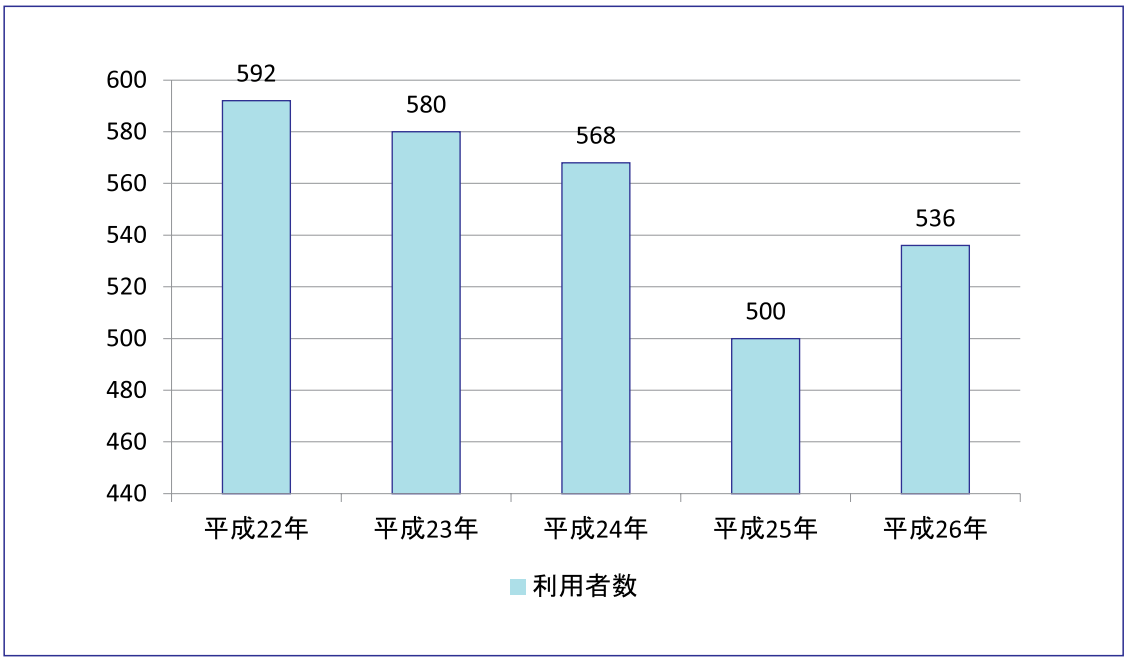

資料：学校教育課

③　認定こども園の状況

本市には認定こども園が１ケ所あります。

保育所、幼稚園のうち、次の機能を備えるものとして青森県が認定しています。

①幼児教育・保育の両方の機能（親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施）
②地域における子育て支援（相談活動や集いの場の提供等）を行う機能

本市では、幼保連携型の認定こども園があり、定員は240人（幼稚園180人／保育所60人）となっています。

④　その他の保育施設の状況

施設の区分	施設数	定　員	利用人数	備　　考
へき地保育所	１ヶ所	30人	15人	市が設置　運営協議会に委託 ・対象児童　：地域内の児童等 ・開設時間　：月～金曜日　８：00～17：00 土曜日 12：00まで ・利用料等　：定額（運営協議会が実費を徴収）／給食無し
認可外保育施設	１ヶ所		２人	青森県への届出 ・対象児童　：外国籍の児童を中心に預かり保育実施 ・開設時間　：月～金曜日　７：00～17：00 ・利用料等　：施設で設定／給食無し
事業所内保育施設	４ヶ所		20人	青森県への届出 ・対象児童　：設置する事業所の職員の子の保育施設 ・開設時間　：施設で設定 ・利用料　　：同上

⑤　子育て環境支援施設・保育所位置図

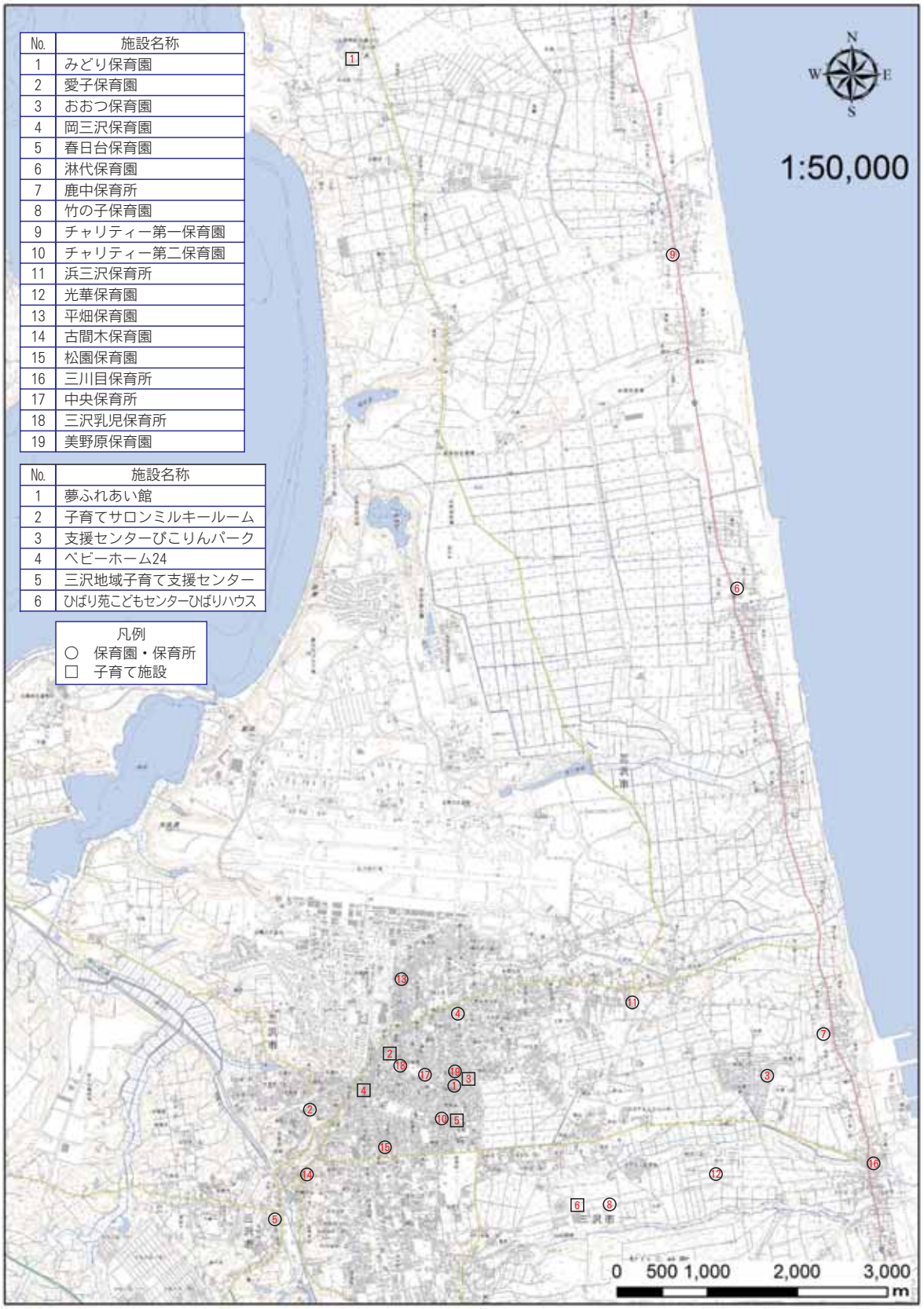

No.	施設名称
1	みどり保育園
2	愛子保育園
3	おおつ保育園
4	岡三沢保育園
5	春日台保育園
6	淋代保育園
7	鹿中保育所
8	竹の子保育園
9	チャリティー第一保育園
10	チャリティー第二保育園
11	浜三沢保育所
12	光華保育園
13	平畑保育園
14	古間木保育園
15	松園保育園
16	三川目保育所
17	中央保育所
18	三沢乳児保育所
19	美野原保育園

No.	施設名称
1	夢ふれあい館
2	子育てサロンミルキールーム
3	支援センターぴこりんパーク
4	ベビーホーム24
5	三沢地域子育て支援センター
6	ひばり苑こどもセンターひばりハウス

凡例
○　保育園・保育所
□　子育て施設

⑥　幼稚園・小中学校施設位置図

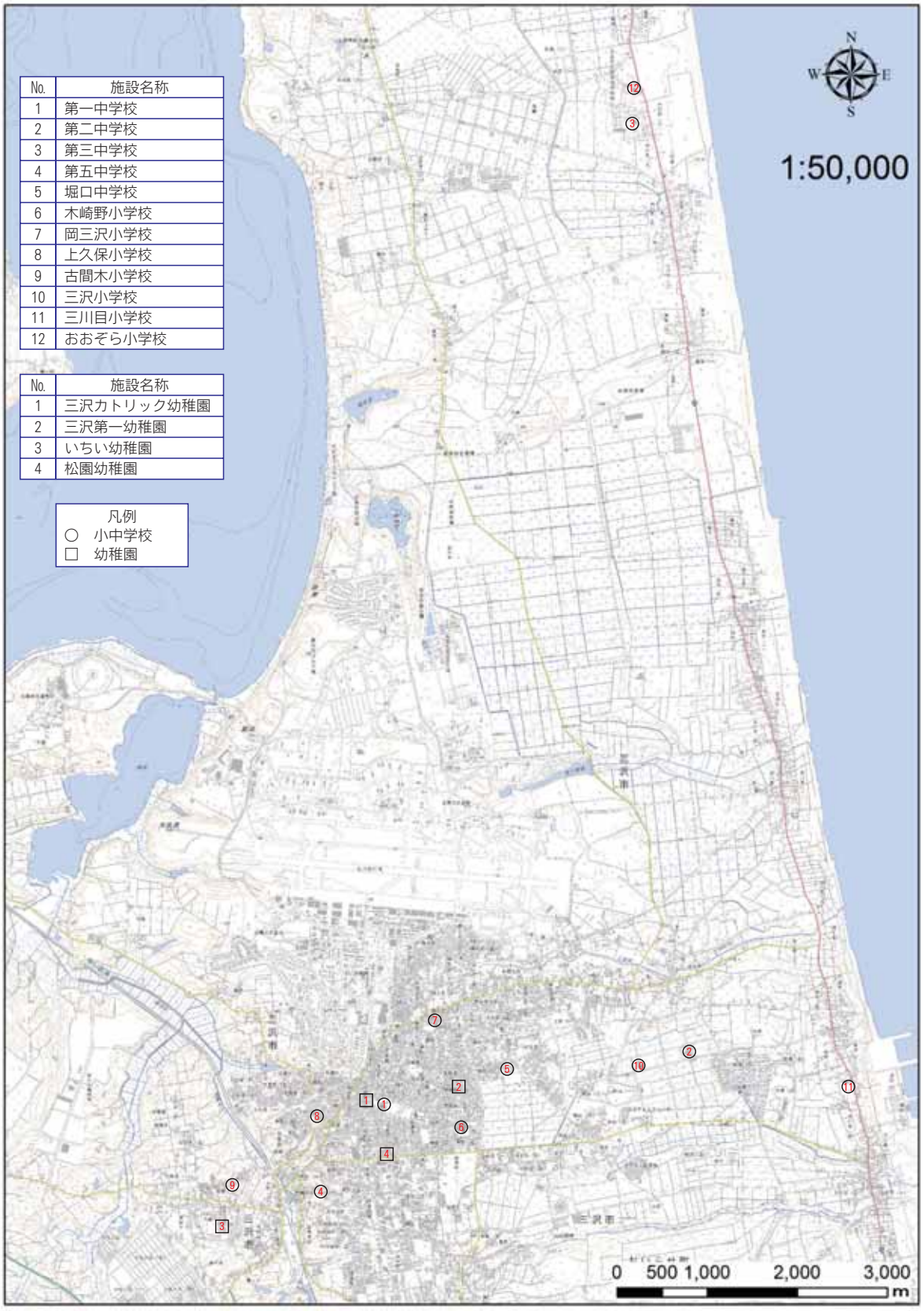

No.	施設名称
1	第一中学校
2	第二中学校
3	第三中学校
4	第五中学校
5	堀口中学校
6	木崎野小学校
7	岡三沢小学校
8	上久保小学校
9	古間木小学校
10	三沢小学校
11	三川目小学校
12	おおぞら小学校

No.	施設名称
1	三沢カトリック幼稚園
2	三沢第一幼稚園
3	いちい幼稚園
4	松園幼稚園

凡例
○　小中学校
□　幼稚園

5　アンケート調査からみた住民意識と課題

（1）調査概要

本市では、国の制度改正にあわせて「三沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定することに伴い、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を、就学前児童と小学生のいる世帯を対象に実施しました。概要は以下の通りです。

○調査対象：１．就学前児童のいる世帯1,500世帯
　　２．小学生児童のいる世帯1,000世帯
○調査期間：平成25年10月～11月
○調査方法：無作為抽出・郵送法
○配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,500	709	47.3%
小学生	1,000	516	51.6%

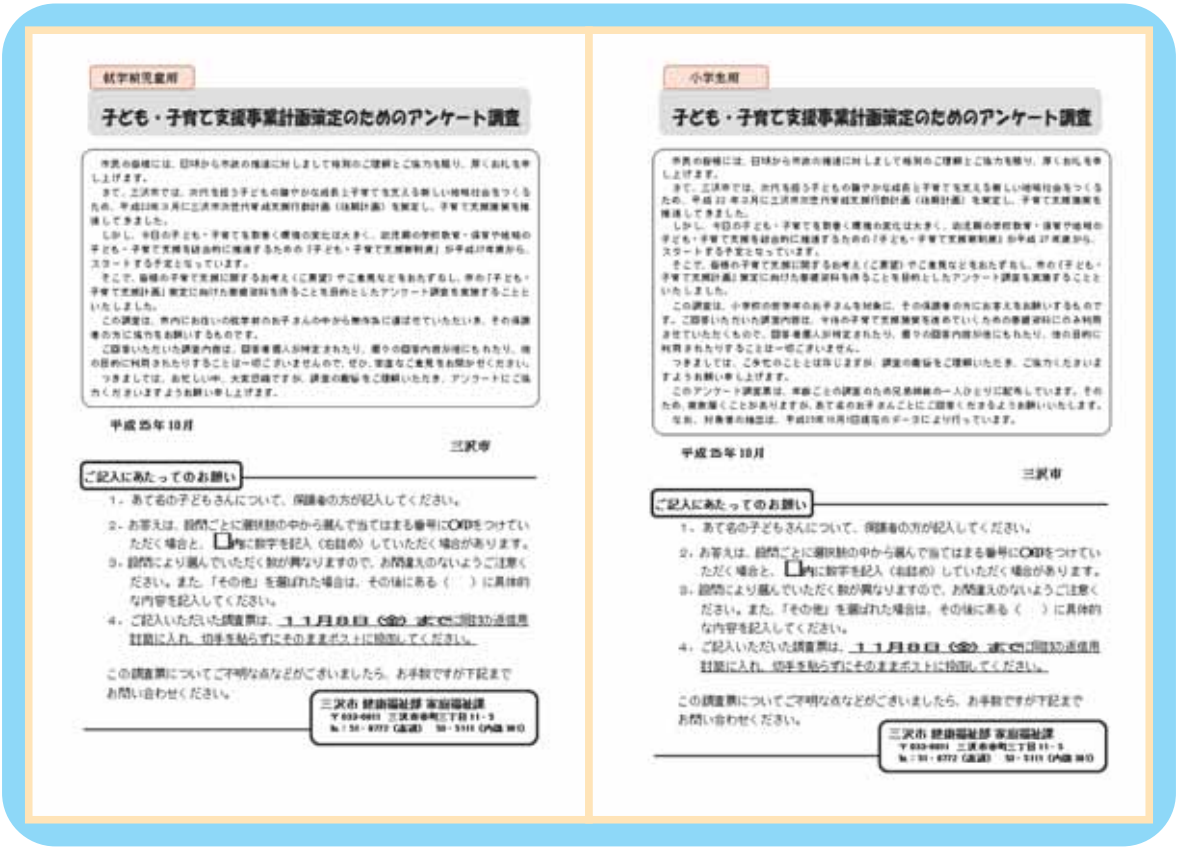
就学前児童用
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査
平成25年10月
三沢市
ご記入にあたってのお願い
小学生用
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査
平成25年10月
三沢市
ご記入にあたってのお願い

（2）アンケート調査結果の概要

就学前児童がいる世帯へのアンケート

①子育てを主にしている人

問６　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号１つに○をつけてください。

「父母ともに」が57.4％で最も多く、次いで「主に母親」が41.2％となっています。

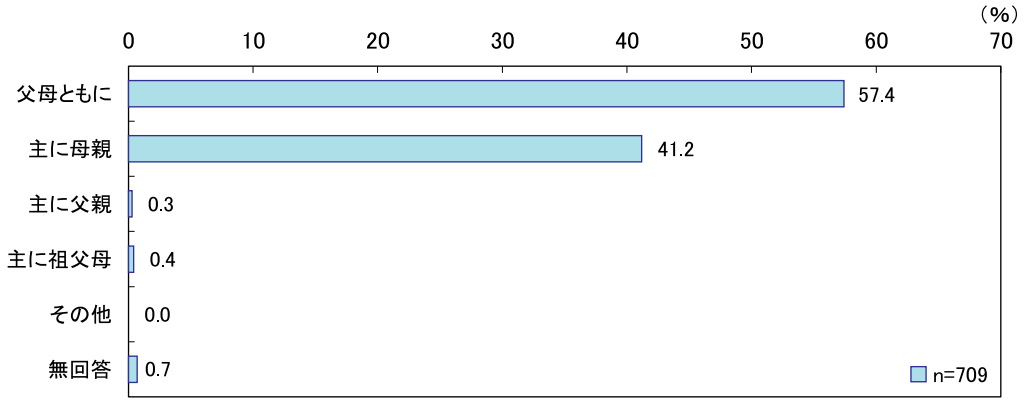

②子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

問７　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

「父母ともに」が64.0％で多数を占めています。次いで「保育所」（39.9％）などの順となっています。

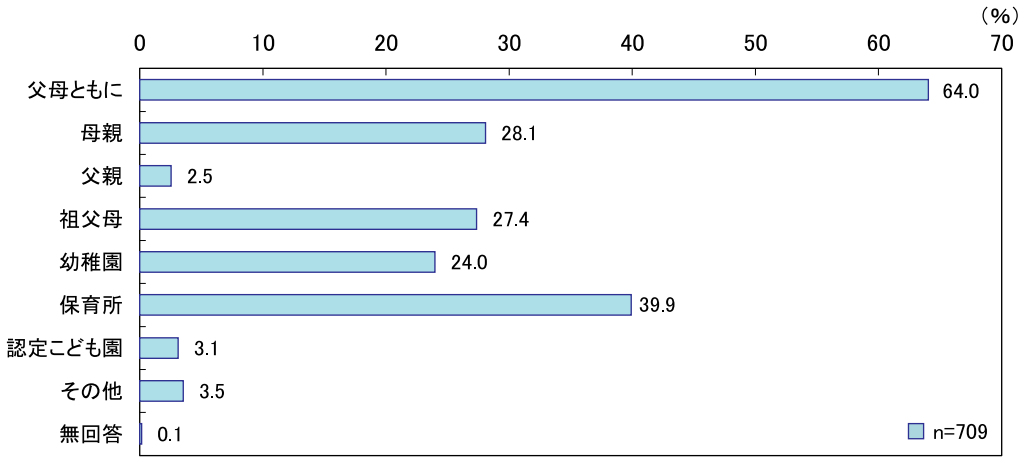

③子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境

問８　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

「家庭」が95.8%で圧倒的多数を占めています。次いで「保育所」（47.5%）などの順となっています。

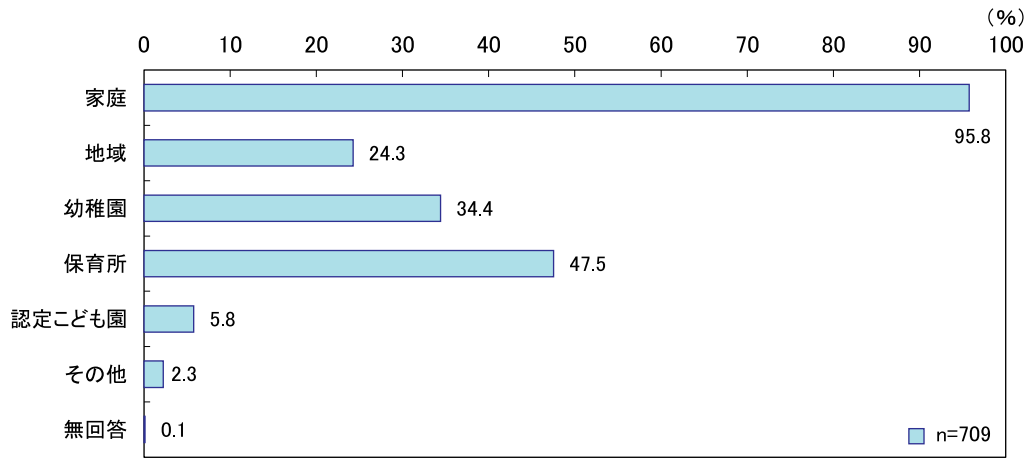

④お子さんをみてもらえる親族・知人

問９　日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.5%で最も多くなっています。

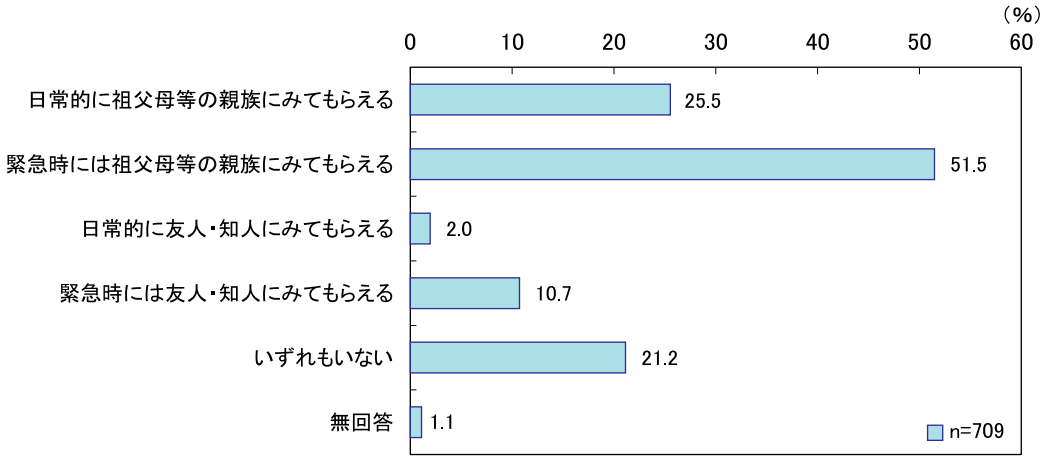

⑤保護者の就労状況

問12　あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。
（1）母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号１つに○をつけてください。
（2）父親【母子家庭の場合は記載不要】当てはまる番号１つに○をつけてください。

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.8％で最も多く、次いで「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が25.7％、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が23.1％となっています。
父親の就労状況は、「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が89.0％と多数を占めています。

母親の就労状況

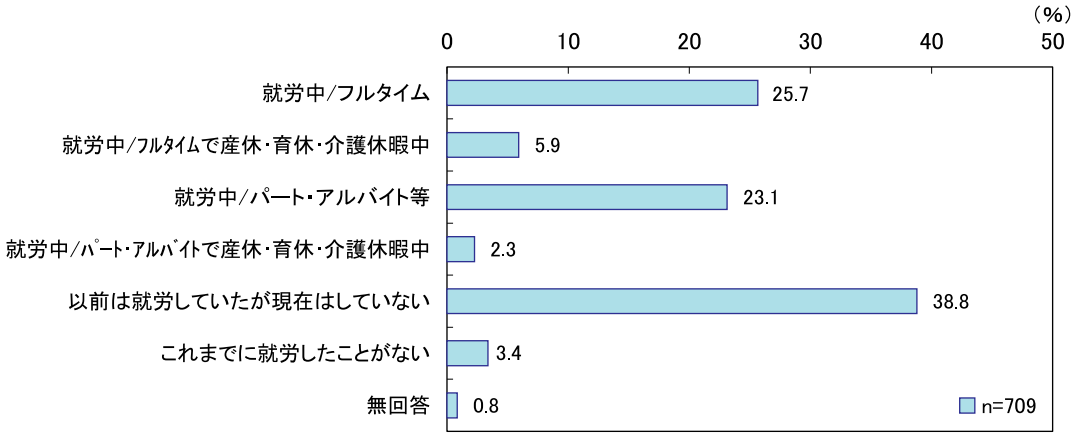

父親の就労状況

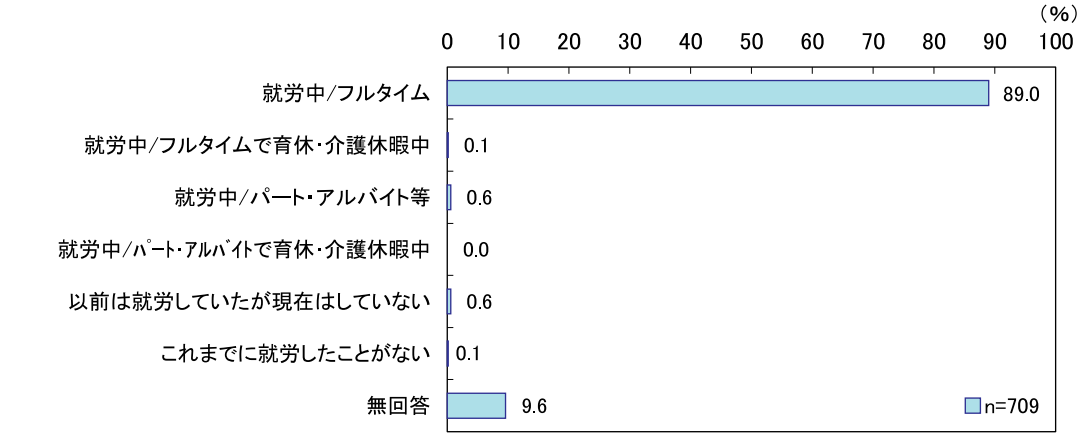

⑥就労してない・就労したことがない方の今後の就労希望

問14　問12 の(1)または(2)で「５．以前は就労していたが、現在は就労していない」または「６．これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15 へお進みください。
子育て家事への専念又は就労に対する希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ１つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字)。

母親の今後の就労希望は、「末子が成長するまで子育てや家事などに専念」が30.4％で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が28.8％となっています。
父親については、回答者が５人のため、統計的傾向は言えません。

母親の今後の就労希望

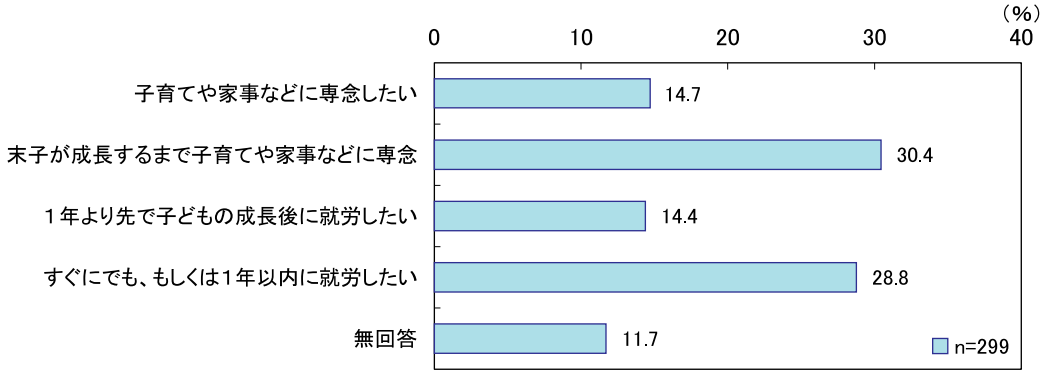

⑦「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

問15　あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

「利用している」が75.5％、「利用していない」が24.3％となっています。

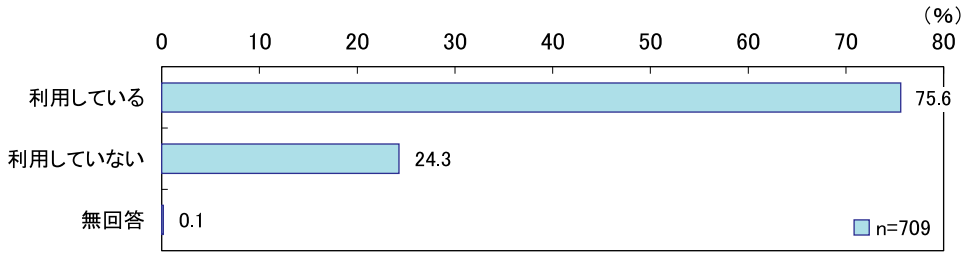

⑧平日に定期的に利用している教育・保育の事業

問15-1　問15-1～問15-4 は、問15 で「1．利用している」に○をつけた方に伺います。あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

「認可保育所」が51.3％で最も多く、次いで「幼稚園」が36.0％、「幼稚園の預かり保育」が9.5％となっています。

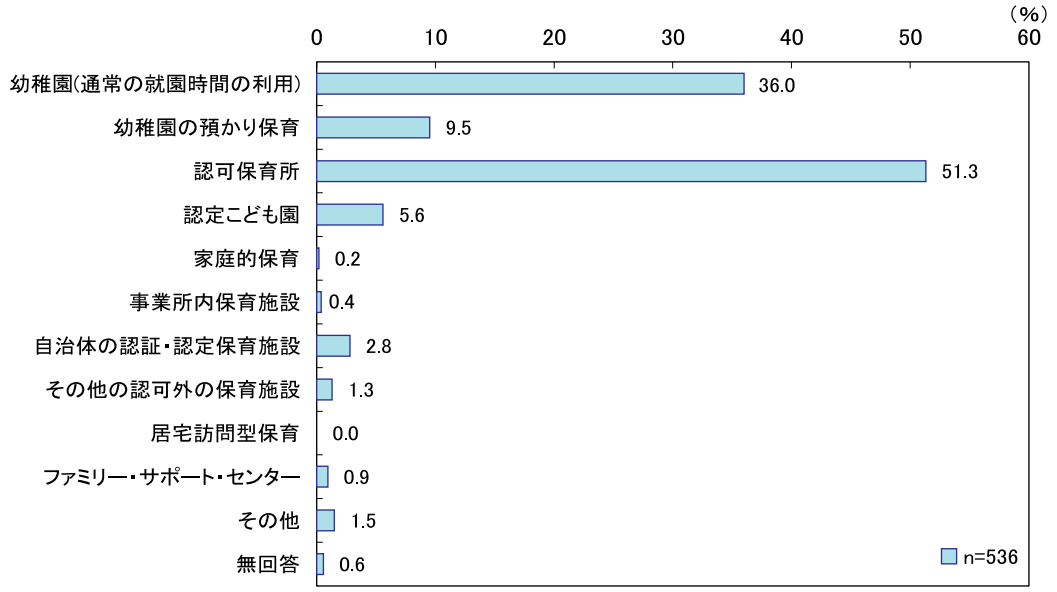

⑨今後定期的に利用したい教育・保育事業

問16　すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

利用を希望する施設は、「認可保育所」が52.2％で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が51.9％となっています。

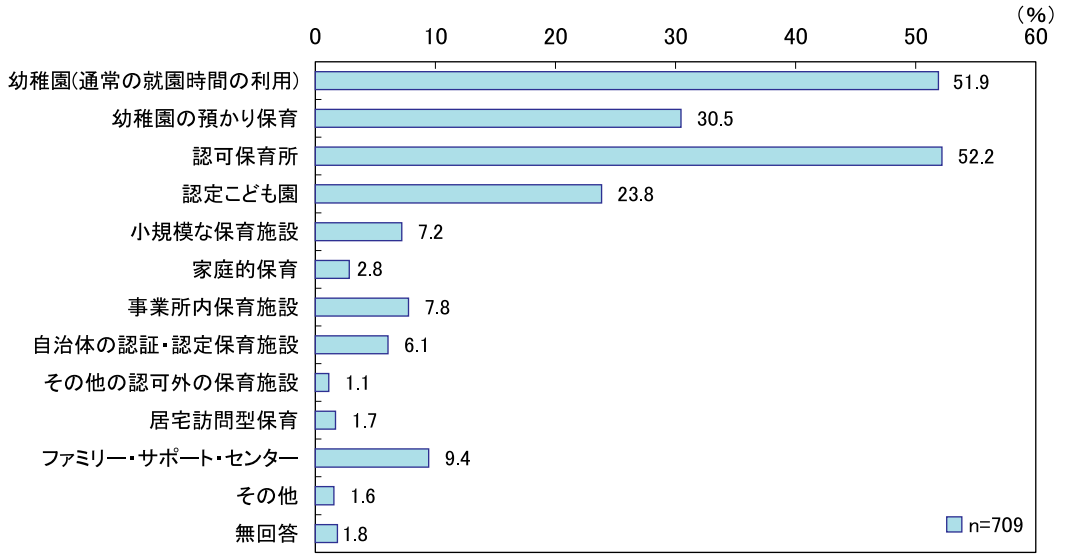

⑩これまでに利用したことがある事業、今後利用したいと思う事業

問19　下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑨の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

各サービスの認知度については、知っていると答えた割合が最も多いのは「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」で78.1%となっており、最も低いのは「家庭教育に関する学級・講座」で28.6%となっています。
利用の有無については、認知度と同様に、最も利用が多いのは「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」で46.3%となっており、最も低いのは「家庭教育に関する学級・講座」で11.4%となっています。
利用意向については、最も多いのは「自治体発行の子育て支援情報誌」で53.0%となっています。

認知度

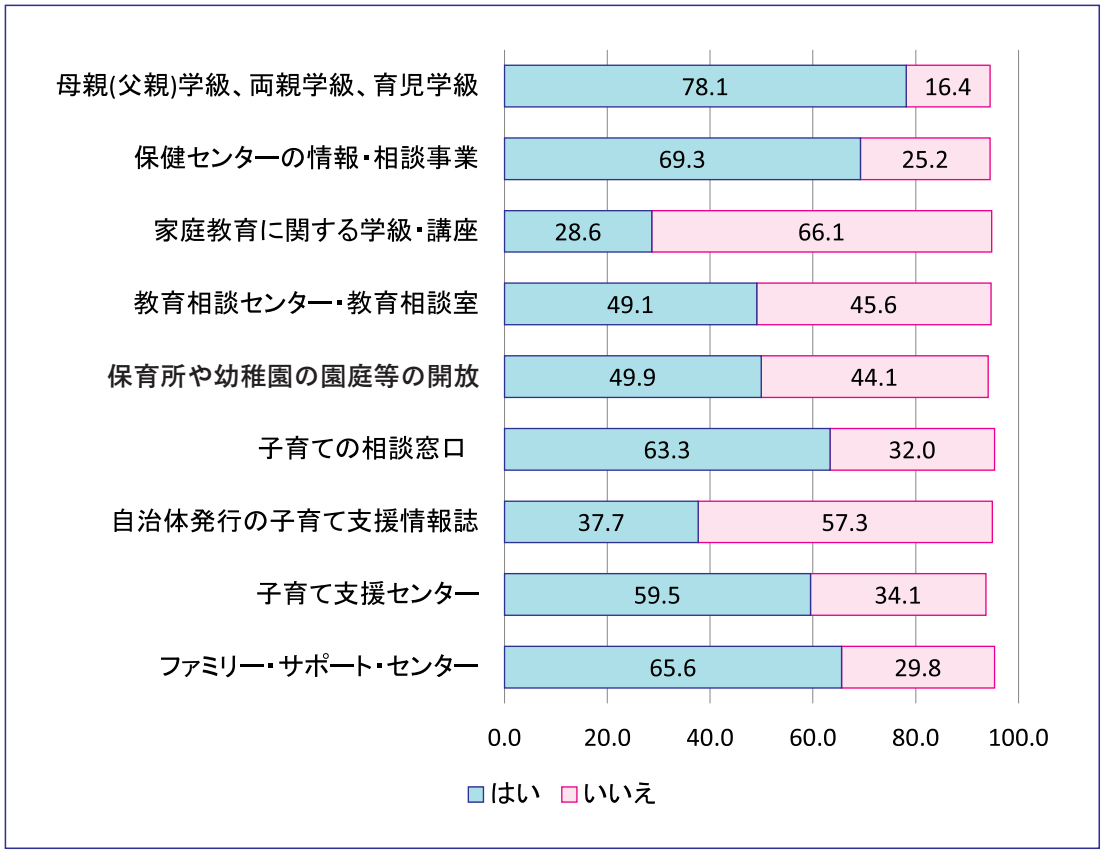

利用の有無

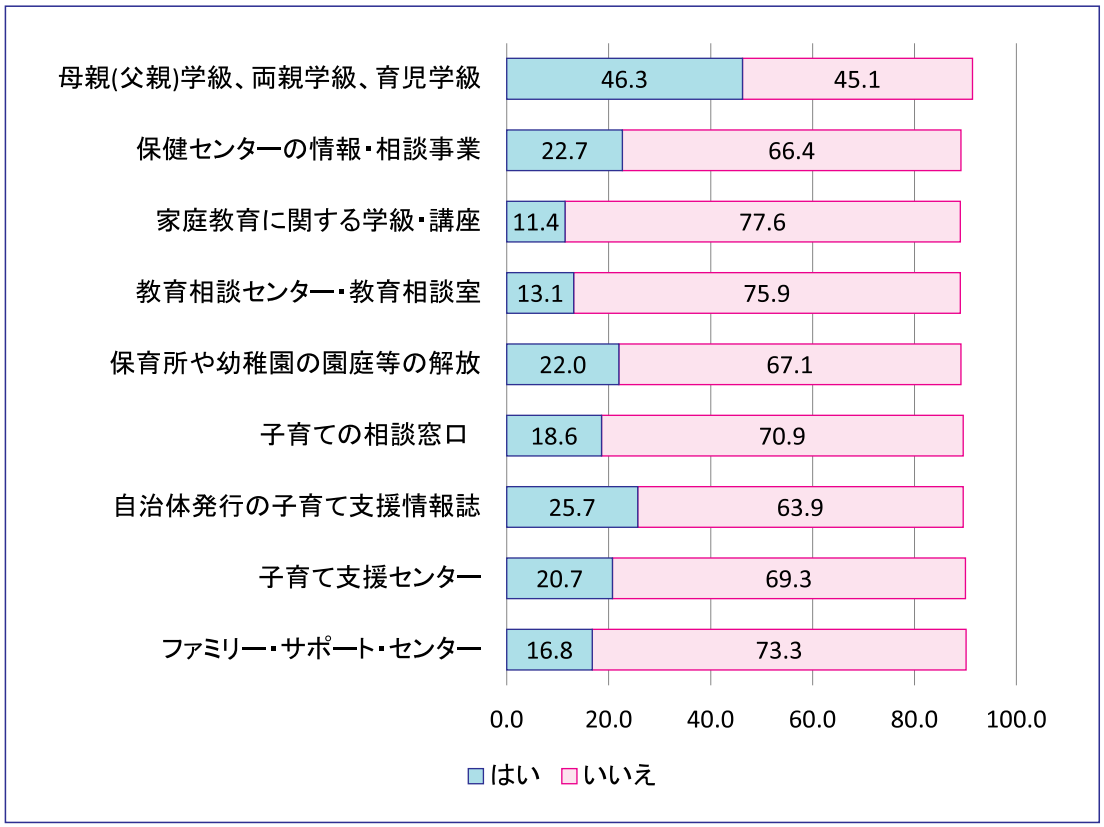
母親(父親)学級、両親学級、育児学級
46.3
45.1
保健センターの情報・相談事業
22.7
66.4
家庭教育に関する学級・講座
11.4
77.6
教育相談センター・教育相談室
13.1
75.9
保育所や幼稚園の園庭等の解放
22.0
67.1
子育ての相談窓口
18.6
70.9
自治体発行の子育て支援情報誌
25.7
63.9
子育て支援センター
20.7
69.3
ファミリー・サポート・センター
16.8
73.3
0.0
20.0
40.0
60.0
80.0
100.0
はい
いいえ

利用意向

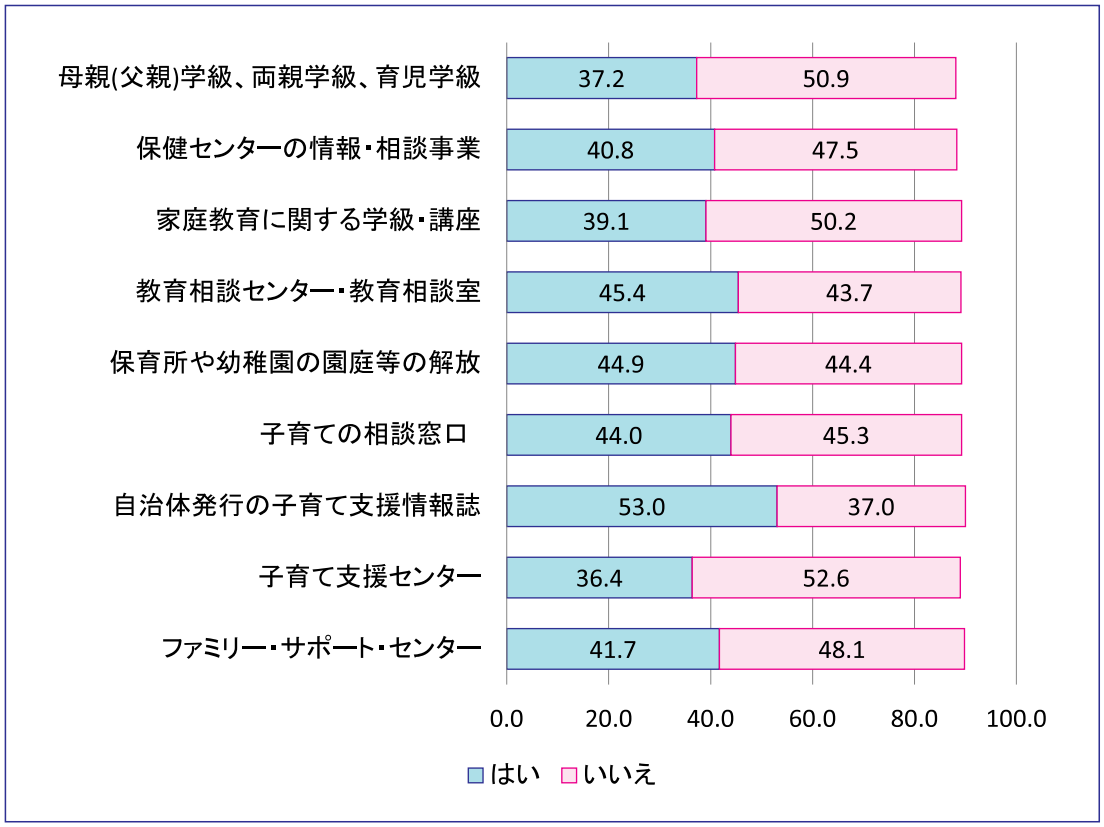
母親(父親)学級、両親学級、育児学級
37.2
50.9
保健センターの情報・相談事業
40.8
47.5
家庭教育に関する学級・講座
39.1
50.2
教育相談センター・教育相談室
45.4
43.7
保育所や幼稚園の園庭等の解放
44.9
44.4
子育ての相談窓口
44.0
45.3
自治体発行の子育て支援情報誌
53.0
37.0
子育て支援センター
36.4
52.6
ファミリー・サポート・センター
41.7
48.1
0.0
20.0
40.0
60.0
80.0
100.0
はい
いいえ

⑪市の子育て支援について特に期待すること

問35　市の子育て支援について特に期待することは何ですか。(主なもの３つまでに○)

「子連れでも楽しめる外出先を増やしてほしい」が58.1％で多くを占め、次いで「保育所や幼稚園の費用を軽減してほしい」が56.3％、「夜間や緊急時などの医療体制の充実」が43.4％となっています。

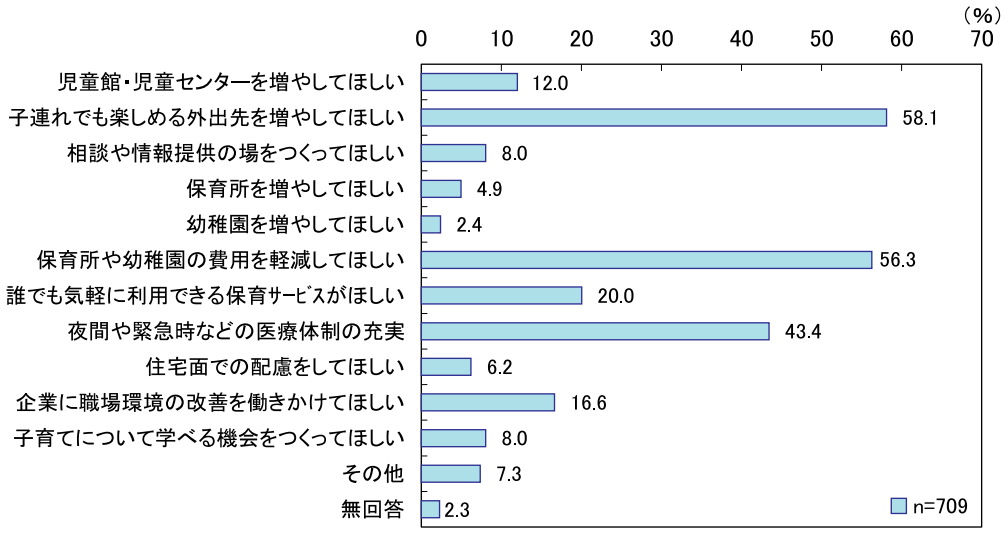

小学生児童のいる世帯へのアンケート

①子どもの身の回りの世話をしている人

問５　あて名のお子さんの身の回りの世話は、主にどなたがしていますか。（１つに○）

「母親」が93.2％と多数を占めています。

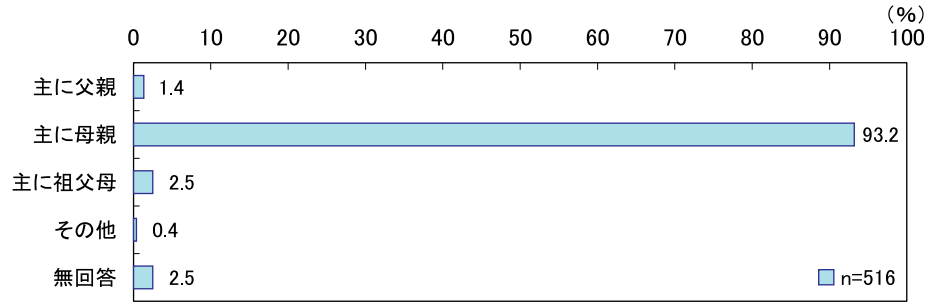

②日頃子どもを預かってもらえる人の有無

問６　日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。（あてはまる番号すべてに○）

「緊急時・用事の際に祖父母に預けられる」が46.9％で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預けられる」が24.8％となっています。なお、「いずれもいない」が21.7％でした。

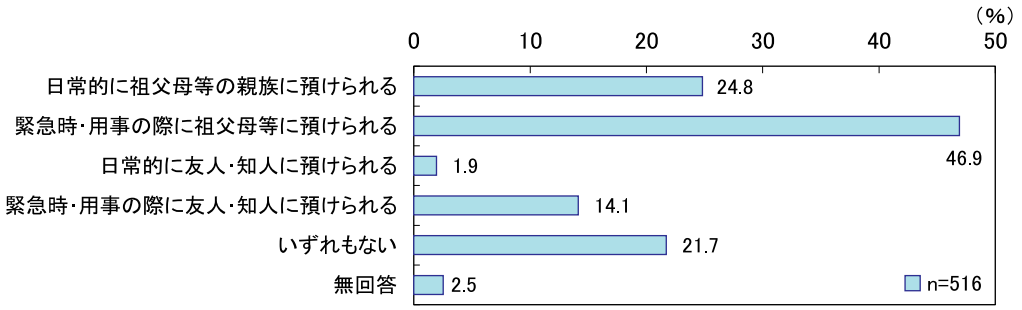

③お子さんの保護者の就労状況

問７　現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお伺いします。（１）（２）それぞれにお答えください。（それぞれ１つに○）
（1）父親【母子家庭の場合は記載不要】
（2）母親【父子家庭の場合は記載不要】

父親の就労状況は、「就労中／フルタイム」が84.3％と多数を占めています。
母親の就労状況は、「フルタイムで就労」が35.7％で最も多く、「パートタイム・アルバイト等」が30.4％となっています。
父親の就労日数は、「週５日」が67.1％で最も多くなっています。また、１日当たりの就労時間は、「７～８時間」が45.3％で最も多くなっています。
母親の就労日数は、「週５日」が65.3％で最も多くなっています。また、１日当たりの就労時間は、「７～８時間」が49.8％で最も多くなっています。

父親の就労状況

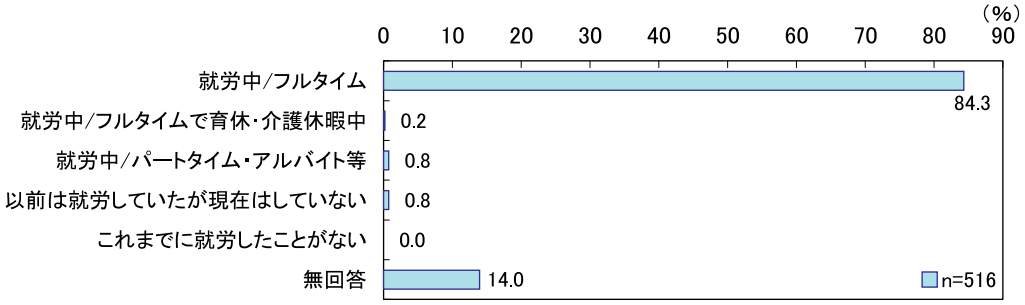

母親の就労状況

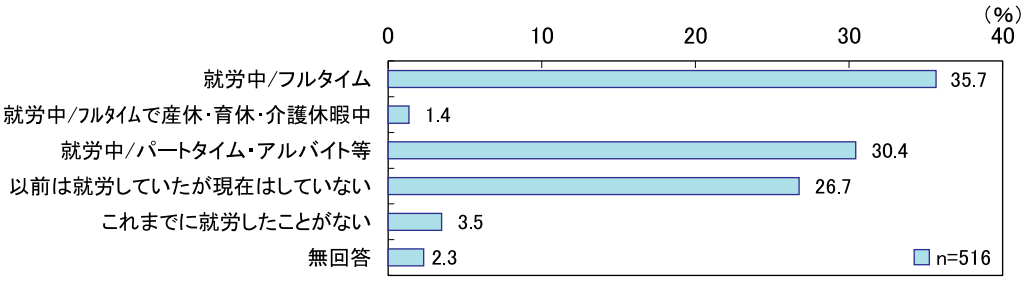

④母親で就労してない・就労したことがない方の今後の就労希望

問８　　母親の就労希望はありますか。（１つに○）

母親の就労希望は、「有（1年以上先で子どもの成長後）」が39.1％で最も多く、次いで「有（1年以内）」が38.5％となっています。

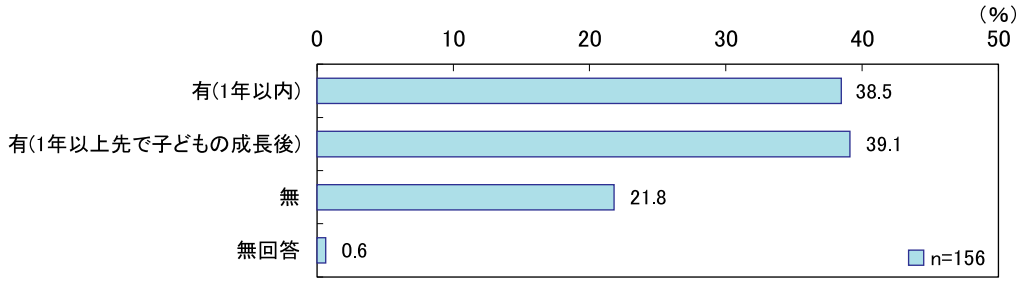

⑤市の子育て支援について特に期待すること

問19　市の子育て支援について特に期待することは何ですか。（主なもの３つまでに○）

「子連れでも楽しめる外出先を増やしてほしい」が45.9％で最も多く、次いで「夜間や緊急時などの医療体制の充実」が45.5％となっています。

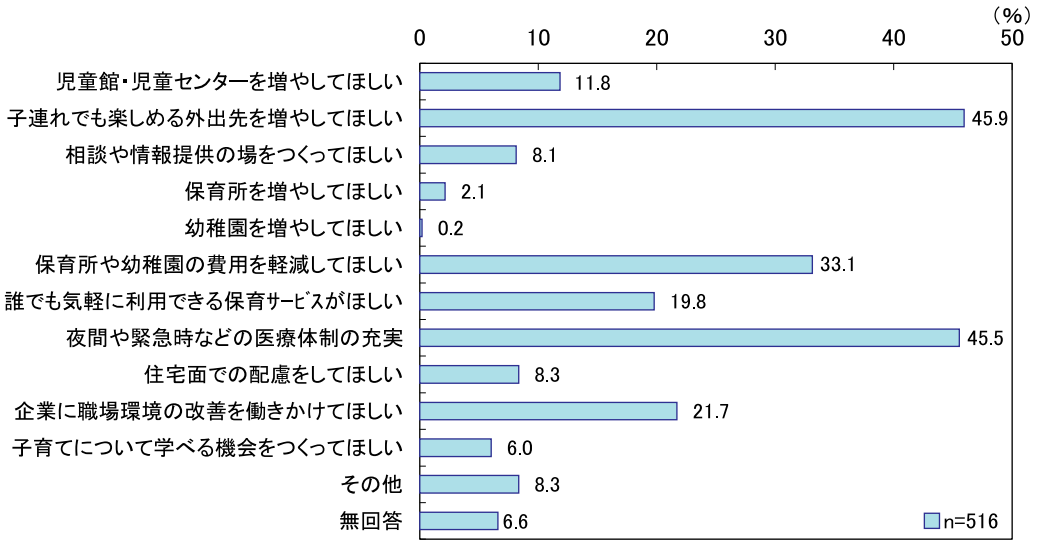

（3）アンケート調査結果から見える課題

課題　子連れでも楽しめる外出先の確保

アンケート調査結果では、市が行う子育て支援について特に期待することは、就学前児童・小学生ともに第１位は「子連れでも楽しめる外出先を増やしてほしい」でした。経済的な支援が僅差で続いていますが、それよりも子どもと一緒に外出できる場所を確保してほしいと願う保護者が多いことがわかりました。また、自由意見でも「冬の雪が多く積もるような日に安心して室内で遊べる施設がないことに困っている」、「子供を連れて出かけられるところが少ないと感じる」といった意見が多数寄せられており、その早急な対策が求められています。

市の子育て支援について特に期待すること（就学前児童）

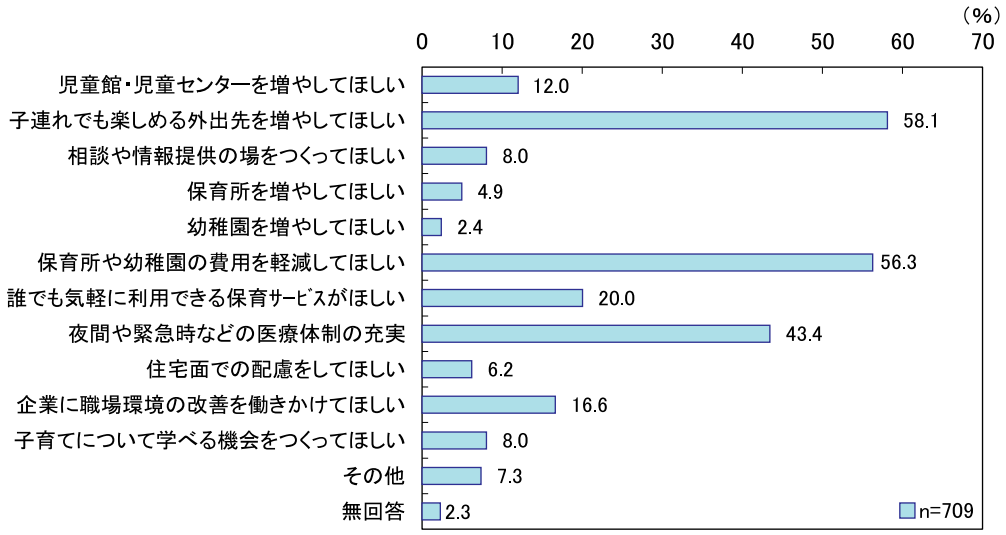

市の子育て支援について特に期待すること（小学生）

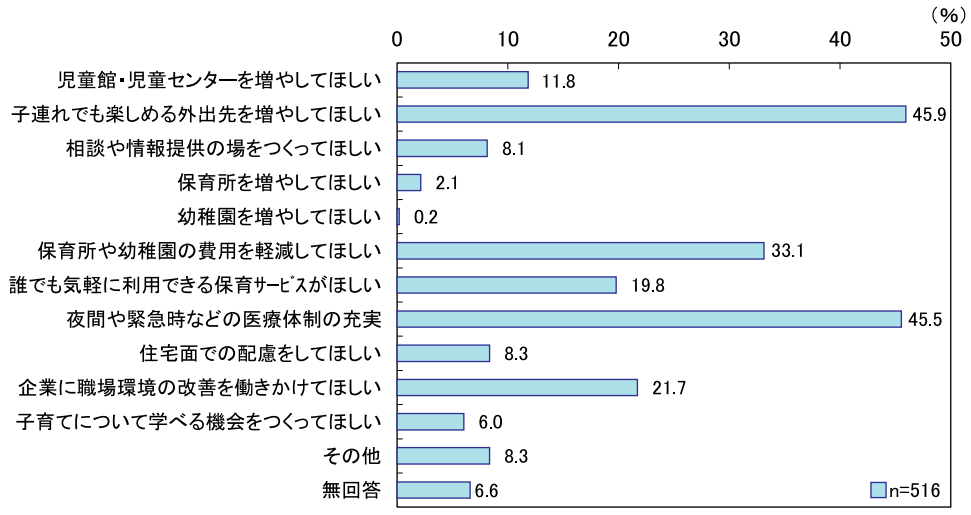

第３章　計画の基本理念と基本目標

1　計画の基本理念

子どもを取り巻く環境は、核家族化の進行や女性の社会進出等を背景に大きく変化しています。特に近年は個人の価値観や生活様式の変化にともなって、結婚しても子どもをもたない人たちも増えています。

子どもを生む、生まないは個人の考えによるものですが、生めない環境があるならば、それを取り除いていく必要があります。

本市では、三沢市次世代育成支援計画で掲げたこの基本理念のもと、このような社会環境の変化に対応できるサービスや教育内容の充実を図るとともに、地域の人々や地域の自然、文化に育まれ、子どもが育つ環境整備など各種施策を展開し、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を目指してまちづくりに努めています。

子育てに適した環境を整え、子どもがいきいきと笑顔で過ごしていけることが、「住んでみたい、住みつづけたい」まちづくりへの一歩となることを願い、この基本理念を継承します。

子どもや親が本来もっている育つ力・育てる力を支える環境づくりをめざす

子育てを重荷に感じることなく、喜びをもってできる環境づくりをめざす

将来に向かって夢や希望がもてる子育ち・子育て環境づくりをめざす

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての住民にとっての喜びでもあります。

これまでの三沢市にある子育て資源を生かしつつ、子どもたちの健やかな成長のため、時代のニーズに応じた子育て支援策や子育て環境の整備を進め、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

本計画は、次世代育成支援後期行動計画の９つの基本的な視点を引き継ぐこととし、その実現に向けて８つの基本目標のもと、それぞれの推進目標の達成に向けて行動してまいります。

①：子どもの視点

子育ては男女が協力して行い、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した子どもの視点に立った取り組みを推進する計画とします。

②：次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進する計画とします。

③：サービス利用者の視点

核家族化や社会環境の変化、価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズ、また個々の家庭の特性を踏まえ、個々のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進する計画とします。

④：社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方自治体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力し、様々な担い手の協働の下に対策を進める計画とします。

⑤：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であるため、地域においても国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図る計画とします。

⑥：すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、社会的養護体制について質・量ともに整備を進める計画とします。

⑦：地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する活動を行う地域活動団体や民間事業者等が、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等の様々な地域社会資源や各種公共施設の活用を図る計画とします。

⑧：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進める計画とします。

⑨：地域特性の視点

人口構造や産業構造、更に社会資源の状況等地域の特性を踏まえて、利用者のニーズ及び必要とされる支援策など主体的な取り組みを進める計画とします。

2　基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、９つの基本的な視点を踏まえつつ、次の８つを目標として、総合的に施策を推進します。

基本目標１：地域における子育ての支援

必要な保育サービスの確保をはじめ、各種相談や情報提供、子どもの居場所づくりなど様々な子育て支援サービスの充実を図り、すべての子育て家庭が喜びを感じながら子育てができるよう、市民・団体・関係機関・行政がそれぞれの役割の中で力を発揮しながら、きめ細かな子育てサポートを地域全体ですすめる環境づくりを推進します。

推進目標

① 地域における子育てサービスの充実
- ＊子育ての総合的なサービスを提供できる拠点整備を行います。
- ＊子育て支援等に関す各種手続きの一元化を図ります。

② 保育サービスの充実
- ＊乳幼児保育を促進します。
- ＊特別保育を推進します。

③ 子育て支援ネットワークづくり
- ＊地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターなどの整備充実を図るとともにネットワークづくりを推進します。
- ＊子育てに関しての情報の提供や相談体制の充実を図ります。

④ 子どもの健全育成
- ＊児童館・児童センターなど放課後の子どもの居場所づくりを促進します。

⑤ 地域における人材育成
- ＊子育て支援の担い手の確保に努めます。

⑥ 経済的負担の軽減
- ＊子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための事業を推進します。

基本目標２：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。

また、子どもたちが豊かな人間性を備え自ら考え行動し、未来を切り拓く「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育や一人ひとりが個性や能力を伸ばし健やかな若者として自立していく環境づくりを推進します。

推進目標

① 次代の親の育成

＊生徒の乳幼児とふれあう機会を作ります。

＊男女が協力して家庭を築くことへの理解促進を図ります。

＊若者の自立支援の充実を図ります。

② 生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

＊確かな学力向上に向けた取り組みを推進します。

＊子どもの健やかな心身の育成を図ります。

＊児童及び保護者並びに地域に信頼される学校づくりを推進します。

＊幼児教育、特別支援教育の充実を図ります。

③ 地域の教育力の向上

＊多種多様な交流・体験活動を促進します。

＊子を持つ親に対して家庭教育機会の充実を図ります。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

＊効果的な街頭補導活動の充実を図ります。

＊子どもに有害と思われる環境の把握に努め適切な対策を講じます。

基本目標３：母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

安心して子どもを生み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。「健康みさわ21計画」に基づき、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまでの子どもの成長に合わせた取り組みを充実させるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談・指導がなされる体制を整備し、子どもと母親の心身の健康を支える環境づくりを推進します。

推進目標

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策

＊安全で快適な妊娠や出産ができる環境の確保を促進します。

＊乳幼児健康診査や健康相談等を充実します。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

＊思春期の健康教育、心の健康づくりの充実を図ります。

③ 「食育」の推進

＊食に関する正しい知識の普及と食育の実践に向けた取り組みを推進します。

＊学校給食の充実を図ります。

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

＊安心できる育児環境づくりを推進します。

⑤ 小児医療の充実

＊産婦人科・小児科医師の確保に努めます。

基本目標４：職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めた働き方の見直しを促進するとともに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みや、あらゆる場面においてその人の個性や可能性を十分に発揮できる社会が求められています。すべての男女が、結婚や子育てに対して夢や希望をもつことができ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されるような環境づくりを推進します。

推進目標

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

＊ファミリーフレンドリー企業の普及促進を図ります。

＊就労・職業訓練等に関する情報の提供を行います。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

＊就労状況や家庭環境による多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図ります。

＊男女共同参画意識の啓発のためセミナーやフォーラム、講演会を開催します。

基本目標５：子育てを支援する生活環境の整備

子どもや親子が安心して遊び、集うことができる場所が望まれています。現在ある地域資源を有効活用しながら、子どもや子育て家庭の視点を取り入れた生活環境の整備を図り、子どもたちが地域でのびのびと遊び、また子育て家庭が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

推進目標

① 良質な住宅の確保

＊母子・父子家庭など子育てに配慮した住環境整備を促進します。

＊公園整備などバリアフリーな環境整備を促進します。

② 良質な住環境の確保

＊歩いて行ける公園ネットワークづくりを推進します。

基本目標６：子どもの安全の確保

近年の犯罪情勢は、凶悪化、低年齢化とともに青少年が関わる事件・事故が多発しており、地域の子どもたちの安全は地域で守る必要性が高まってきています。地域が一体となって関係機関・団体との連携を強化して情報を共有していきながら、市民一人ひとりが意識し、地域全体がともに、自主的に防犯体制の強化充実を図る環境づくりを推進します。

推進目標

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

＊交通安全教室の開催や交通安全リーダーの育成を図るなど交通安全対策を推進します。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

＊巡回活動など市内の防犯パトロール活動を行うなど防犯対策の促進を図ります。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

＊児童相談所及び警察など関係機関との連携強化を図ります。

基本目標７：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ひとり親家庭の増加や障害の多様化・複雑化などに伴い、それぞれの家庭事情に応じた支援が求められています。要保護児童への対応など特別な援助を必要とする子どもやその家庭に対し、きめ細かな相談体制の整備とサービスの充実を図り、すべての子どもとその家庭が希望と喜びを持って暮らし成長していくことができる環境づくりを推進します。

推進目標

① 児童虐待防止対策の充実

＊発生予防対策を推進します。

＊早期発見・早期対応のため三沢市要保護児童対策協議会などの体制整備・強化を図ります。

＊児童相談所及び民生委員・児童委員・主任児童委員や関係機関との連携強化を図ります。

＊児童相談所等関係機関との連携を図り虐待を受けた児童のケアを行います。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

＊生活の安定と自立を促進するため、母子・父子自立支援員を配置し相談体制を充実させます。

③ 障害児施策の充実

＊各種健診により早期発見・早期治療を推進します。

＊日常の生活支援の充実と自立支援対策を推進します。

＊相談体制及び指導体制の充実を図り、福祉活動団体の育成と支援を行います。

基本目標８：結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

出会い・結婚から始まるライフステージに応じた相談に、様々なサポート体制で取り組みます。

また、家庭を持ち、子どもがいる暮らし等に関する知識や心の準備を持たないまま妊娠や出産、育児に直面し、子育てに不安や負担観を持つ親の支援と核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、孤立した子育て環境とならないよう、情報の提供と相談体制の充実を図ります。

推進目標

① 結婚・妊娠・出産・育児に関する意識啓発

＊結婚から育児までの幅広い支援を行うため利用者支援員を配置し情報提供や適切な支援策を講じます。

② 出会いの場づくりの推進

＊未婚男女の出会いの場の創出を図ります。

施　策　の　体　系

基本理念

○子どもや親が本来もっている育つ力・育てる力を支える環境づくりをめざす
○子育てを重荷に感じることなく、喜びをもってできる環境づくりをめざす
○将来に向かって夢や希望がもてる子育ち・子育て環境づくりをめざす

基本的な視点

1．子どもの視点
2．次代の親づくりという視点
3．サービス利用者の視点
4．社会全体による支援の視点
5．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点
6．すべての子どもと家庭への支援の視点
7．地域における社会資源の効果的な活用の視点
8．サービスの質の視点
9．地域特性の視点

基本目標

基本目標 1 地域における子育ての支援	① 地域における子育てサービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援ネットワークづくり ④ 子どもの健全育成 ⑤ 地域における人材育成 ⑥ 経済的負担の軽減
基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備 ③ 地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標 3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策 ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ③「食育」の推進 ④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ⑤ 小児医療の充実
基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備	① 良質な住宅の確保 ② 良質な住環境の確保
基本目標 6 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③ 被害に遭った子どもの保護の推進
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ③ 障害児施策の充実
基本目標 8 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	① 結婚・妊娠・出産・育児に関する意識啓発 ② 出会いの場づくりの推進

第４章　子ども・子育て支援の事業展開

1　教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。子ども・子育て支援法第61条第２項により、市町村は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定め、区域ごとの事業量の算出をするとともに、実施時期や事業内容を示さなければならないとされています。

本市における教育・保育提供区域の設定は、地域ごとに児童数の偏りが大きく、施設の利用状況も地域横断的であるという現状を踏まえ、教育・保育提供区域を１圏域（全市）と設定し、本市のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備の推進を図ります。

2　幼児期の学校教育・保育の必要量の推計

教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、就学前児童の保護者と小学校低学年の保護者を対象とする2種類のニーズ調査を行い、その結果をもとに国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って算出し、本市の実情を踏まえて修正・加工を行いました。

（1）　子どもの人口の推計

本市の子どもの人口については、本計画年度内において、就学前児童では205人（８％）小学生では260人（10.3%）の減少が推計されています。

○子ども人口推計

（人）

年齢		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前児童	０歳	419	413	403	396	391	387	382
	１歳	415	427	421	411	404	399	395
	２歳	435	413	425	419	409	402	397
	３歳	410	427	405	417	411	401	394
	４歳	424	397	413	391	403	397	387
	５歳	445	414	387	403	382	393	388
０～５歳　計		2,548	2,491	2,454	2,437	2,400	2,379	2,343
小学生	６歳	391	429	399	373	388	367	378
	７歳	425	388	426	396	370	385	364
	８歳	426	419	383	421	391	365	380
	９歳	451	421	414	378	416	386	361
	10歳	408	443	414	407	371	409	379
	11歳	422	400	434	406	399	364	401
６～11歳　計		2,523	2,500	2,470	2,381	2,335	2,276	2,263
総人口		5,071	4,991	4,924	4,818	4,735	4,655	4,606

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年４月１日現在）

（2）家庭類型別児童数の算出

国の手引きに従いニーズ調査の結果から、家庭類型の現状割合と今後1年以内に転職や無職から就労希望への意向を反映させた潜在割合を算出しました。

○児童（0～5歳）の家庭類型の割合

家庭類型	説　　明	現 状（%）	潜 在（%）
タイプ A	ひとり親	8.5	8.5
タイプ B	フルタイム×フルタイム	30.8	32.8
タイプ C	フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	15.6	15.3
タイプ C´	フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	2.8	3.2
タイプ D	専業主婦（夫）	42.0	40.0
タイプ E	パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	0.2	0.2
タイプ E´	パートタイム×パートタイム （何れかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0.0	0.0
タイプ F	無職×無職	0.1	0.0

上記の家庭類型（潜在割合）により各年度の推計児童数を算出しています。

家庭類型	潜在割合（%）	平成27年度（人）	平成28年度（人）	平成29年度（人）	平成30年度（人）	平成31年度（人）
タイプ A	8.5	209	207	204	202	199
タイプ B	32.8	805	799	787	780	769
タイプ C	15.3	375	373	367	364	358
タイプ C´	3.2	79	78	77	76	75
タイプ D	40.0	981	975	960	952	937
タイプ E	0.2	5	5	5	5	5
タイプ E´	0.0	0	0	0	0	0
タイプ F	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数（0～5歳）	100.0	2,454	2,437	2,400	2,379	2,343

3　幼児期の学校教育・保育

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

教育・保育施設及び事業の利用に当っては、教育・保育を受けるために支給認定を受ける必要があります。現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で支給認定をします。

○認定区分と給付内容

認　定　区　分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
１号認定こども 満３歳以上の小学校就学前子どもであって、２号認定こども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定こども 満３歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	認定こども園 保育所
３号認定こども 満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	認定こども園 保育所 家庭的保育事業 （小規模保育等）

＊幼稚園は、新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま私学助成により運営する幼稚園の２種類あります。

幼児期の学校教育・保育の量の見込算出結果

ニーズ調査の結果から家庭類型（潜在割合）別児童数に各施設の予測利用率を乗じて算出しています。

認定区分				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育・保育認定	教育認定	１号	幼稚園 認定こども園	（人） 446	（人） 435	（人） 438	（人） 432	（人） 430	（人） 422
	保育認定	２号	認定こども園 保育所	教育ニーズ 113	110	111	110	109	107
				保育ニーズ 632	617	620	613	610	599
			計	745	727	731	723	719	706
		３号	認定こども園 保育所 地域型保育事業	０歳児 180	180	177	175	173	171
				１・２歳児 432	429	421	412	406	402
			計	612	609	598	587	579	573
		計		1,357	1,336	1,329	1,310	1,298	1,279
	計			1,803	1,771	1,767	1,742	1,728	1,701

（2）教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

計画期間において、「量の見込」に対応するように幼児教育・保育施設及び地域型保育事業を整備・拡充し供給体制を強化します。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」　（人）

年度		平成27年度				平成28年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年齢		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	市内	435	727	429	180	438	731	421	177
	市外（受託）	15	25	10	10	15	25	10	10
計		450	752	439	190	453	756	431	187
②確保の内容	認定こども園、幼稚園・保育園	121	721	425	153	125	721	425	153
	地域型保育	0	0	10	9	0	0	10	9
	認可外等保育施設		12	20	18	0	12	20	18
	確認を受けない幼稚園	470	0	0	0	470	0	0	0
	市外施設利用（広域）		15	10	10	0	15	10	10
計		591	751	465	190	595	751	465	190

年度		平成29年度				平成30年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年齢		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	市内	432	723	412	175	430	719	406	173
	市外（受託）	20	25	10	10	30	25	10	10
計		452	748	422	185	460	744	416	183
②確保の内容	認定こども園、幼稚園・保育園	385	721	425	153	385	721	425	153
	地域型保育	0	0	10	9	0	0	10	9
	認可外保育	0	12	20	18	0	12	20	18
	確認を受けない幼稚園	210	0	0	0	210	0	0	0
	市外施設利用（広域）	0	15	10	5	0	10	10	5
計		595	748	465	185	595	743	465	185

年度		平成31年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年齢		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	市内	422	706	402	171
	市外（受託）	30	25	10	10
計		452	731	412	181
②確保の内容	認定こども園、幼稚園・保育園	385	721	425	153
	地域型保育	0	0	10	9
	認可外保育	0	12	20	18
	確認を受けない幼稚園	210	0	0	0
	市外施設利用（広域）	0	10	10	5
計		595	743	465	185

4　地域子ども・子育て支援事業

（1）利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の収集・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施及び支援する事業です。
市の現状	平成27年度から利用者支援員を配置して実施します。
提供体制の確保方策	保育所入所やその他の保育サービスの利用について、相談者の意向に沿ってコーディネートする利用者支援員を市の窓口に配置して行います。地域に根差した利用者支援事業とするため、他の関連施設での実施の視野に段階的に拡充を図ります。

■利用者支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（人）	1	2	3	3	3
②確保の内容（1事業1人）	1	2	3	3	3

（2）延長保育事業

事業概要	保育標準時間（11時間）または保育短時間（８時間）の利用時間の前後の時間において、さらに延長して保育を実施する事業です。
市の現状	現在、延長保育事業を実施している保育施設は13か所あり、終了時刻を19時までとしています。
提供体制の確保方策	延長保育を実施する施設を増やし、利用を促進します。 また、両立支援の観点から延長時間（早朝・夜間）の拡充を図ります。

■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	410	425	406	412（見込）

（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	421	430	430	450	450
②確保の内容	421 （13か所）	430 （15か所）	430 （15か所）	450 （17か所）	450 （17か所）

（3）放課後児童健全育成事業（放課後クラブ事業）

事業概要	日中、保護者が家庭にいない児童に対して、放課後の安心で安全な居場所を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
市の現状	本市の放課後児童クラブ事業は、市が小学校区ごとに設置する９か所の児童センター・児童館で13のクラブを実施しています。
提供体制の確保方策	対象児童が小学校高学年までに拡大され、また１クラブの定員の基準が40人までとされため、これを超えるクラブについては、分割により定員の適正化を図るための民間事業者の参入を含めて整備を推進します。

■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	低学年	652	633	568	631
	高学年	93	85	100	112
合計		754	718	668	743

（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
②量の見込	低学年	600	600	600	600	600
	高学年	150	150	200	200	200
③確保の内容	受入定員合計	750	750	800	800	800

（4）子育て短期支援事業

事業概要	○ショートステイ 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、養護施設等において養育・保護を行う（原則として7日以内）事業です。 ○トワイライトステイ 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった緊急時に、施設において児童を預かる事業（宿泊可）です。
市の現状	○ショートステイ ○トワイライトステイ 平成22年度以降利用実績はありません。
提供体制の確保方策	現在市では実施していませんが、アンケート結果ではニーズ量が大きく、今後、ニーズ把握を随時行いながら、施設整備も含めて実施体制を検討していきます。

■子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保の内容	0	500	1,000	1,000	1,000

（5）乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	保健師または助産師が、４か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業です。
市の現状	保健師、看護師等の訪問指導員、臨時職員を任用し、生後４か月まで乳児の全戸訪問事業を実施しています。
提供体制の確保方策	今後もこれまで通り継続して実施します。

■乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問実績（訪問件数）	408	395	345	390

（件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（訪問件数）	400	400	400	400	400
②確保の内容（実施体制）	400	400	400	400	400

（6）養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
市の現状	平成26年度から訪問看護師を配置して実施しています。
提供体制の確保方策	今後も、養育支援が必要な家庭に対して、要対協を中心に関係機関が連携して、柔軟かつきめ細かく対応できるよう実施体制を充実させていきます。

■養育支援訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（訪問人数）	80	80	80	80	80
②確保の内容（実施体制）	80	80	80	80	80

（7）地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
市の現状	市内２か所の子育て支援センターと１か所の公共施設を活用して実施している子育てサロンの３か所で実施しています。家庭で保育する専業主婦やひとり親家庭の多い当市では、今後のニーズも見込まれることから、施設整備も含めた支援体制の整備が必要となっています。
提供体制の確保方策	市は、総合的な子育て支援のための拠点施設を整備し量の見込みの確保に努めます。認定こども園への移行に伴う子育て支援（子育て支援センター）事業の実施を計画に盛り込んで推進します。

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	6,345 （２か所）	13,211 （３か所）	14,796 （３か所）	15,000（見込） （３か所）

（人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
②量の見込	16,500	20,000	30,000	30,000	30,000
③確保の内容	16,500 （３か所）	20,000 （４か所）	30,000 （５か所）	30,000 （５か所）	30,000 （５か所）

（8）一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。
市の現状	保育所２か所、拠点事業として１か所の計３箇所で実施しています。
提供体制の確保方策	保護者のニーズを確認しながら、新設される事業類型それぞれについて、施設整備も含めて拡充する方向で検討します。 新設される居宅訪問型については、今後ニーズを把握しながら実施を検討します。

①一般型及び余裕活用型（保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に乳児を預かる事業）

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	2,201	2,277	3,396	3,500（見込）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	5,000	5,200	5,200	7,000	7,000
②確保の内容	5,000 （５か所）	5,200 （５か所）	5,200 （５か所）	7,000 （６か所）	7,000 （６か所）

②幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

（人回）

幼稚園に在園する児童の一時預かり	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	30,300	30,500	30,500	30,500	30,500
②確保の内容	30,300 （１か所）	30,500 （２か所）	30,500 （３か所）	30,500 （３か所）	30,500 （３か所）

（9）病児・病後児保育事業

事業概要	保育園等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育園等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設でお預かりして保育を行う事業です。
市の現状	病児・病後児保育事業については、平成24年10月から市内１か所の専用施設でサービスを提供しており、徐々にではありますが事業の周知が図られ、利用者が増加しています。
提供体制の確保方策	今後、利用状況を把握し、ニーズに応じて新たな施設の設置も含めて提供体制の整備を図ってまいります。

■病児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	36日	563日	650日見込

（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（利用者数）	2,300日	2,300日	2,300日	2,300日	2,300日
②確保の内容（実施施設数）	1,100人（１か所）	1,100人（１か所）	1,300人（１か所）	1,300人（１か所）	1,300人（１か所）

（10）ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
市の現状	本市におけるファミリー・サポート・センター事業は、市内法人と業務委託して実施しており、平成25年度実績で、活動件数515件、会員数379人となっています。現在、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりは提供会員の対応が難しく、実施できていない状況にあります。
提供体制の確保方策	提供会員の養成講座を実施し、提供会員の増員に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①利用実績	861	670	563	600

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	800	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保の内容	800	1,000	1,000	1,000	1,000

（11）妊婦健診事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
市の現状	基本的な健康診査14回分と妊娠初期に必要な血液検査及び超音波検査、子宮頸がん検診、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査を無料で受けられるようにしています。 平成25年度は468人の方が対象者で、5,183回の利用実績がありました。
提供体制の確保方策	保健師・看護師の確保に努めます。 今後もこれまで通り実施しますが、検査項目等の追加も視野に検討します。

■妊婦健診事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①受診券利用実績	5,164	5,164	5,183	5,200（見込）

（人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（受診者数・受診件数）	5,460	5,460	5,460	5,460	5,460
②確保の内容（実施体制）	5,460	5,460	5,460	5,460	5,460

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。 新制度における新たな事業として位置づけられています。
提供体制の確保方策	保護者の世帯所得の状況により、保育所入所支度や就学援助に係る費用等についての助成を、平成27年度からの実施に向け検討します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。 新制度における新たな事業として位置づけられています。
提供体制の確保方策	民間からの参入申し入れなどの相談等に対応するための窓口を設置するなど、検討してまいります。

第５章　次世代育成支援の総括と今後の方向性

「次世代育成支援後期行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画で、「次世代育成支援対策法」の10年間延長に伴い、三沢市においても継続していくこととします。そのことから、計画の「基本的な視点」、「施策体系」は、現行の行動計画を引き継ぐこととします。

1　三沢市次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括

次世代育成支援対策については、平成17年４月から平成27年３月までの10年間において、三沢市次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）で推進されてきました。

後期計画では、基本的な推進事業が大きく方向転換されたものはなく、順調かつ着実に事業が実施されてきました。

その計画の10年が経過していく中で、少子高齢化などにより子育て世代の核家族化がさらに進行し、子どもを預け仕事ができる環境、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの実現が求められるようになりました。また、子どもが天候に左右されることなく安全に遊べる環境の整備や子育て支援、その他のサービスを一元的に享受できる場所の整備が求められています。

「次世代育成支援対策法」の平成27年４月からの10年間延長に伴い、「三沢市次世代育成支援行動計画」は、「三沢市子ども子育て計画」の中で継続して推進してまいります。

2　基本目標ごとの課題

三沢市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、７つの基本目標が掲げられていました。すべての具体的な施策に対して、「三沢市次世代育成支援行動計画評価検証シート」を作成し、担当職員による自己点検を行いました。基準日は平成25年度末とし、計画期間５年のうち、４年が終了した時点での点検を行いました。ここでは、代表的な課題を基本目標ごとに掲載し、今後の方向性を検討していくこととします。

基本目標１：地域における子育ての支援

（１）多様な需要に応える保育サービスの促進
（２）在宅児も含めた子育て支援の充実
（３）子どもの居場所づくり
（４）経済的負担の軽減

●子ども子育て支援新制度の施行に伴い、施設定員の適正化を図るとともに、保育士等の確保による保育の提供体制の整備及び地域の保育ニーズに関する情報の共有により、保育サービス導入・促進を図る必要があります。

● 子育てサークルの活動場所の確保が困難な状況にあり、施設整備の含めた支援が必要となっています。
● ファミリー・サポート・センター事業は、多種多様な保護者ニーズに応えられるよう提供会員の養成に努め、供給体制を整備する必要があります。
● 要保護児童の支援については、事件・事故等の問題発生前の予防的な関わりが必要であり、地域の方々や関係機関との連携強化が課題となっています。

基本目標２：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備
（２）地域の人々との交流・体験活動等の機会の充実
（３）子どもを持つ親に対する家庭教育の充実
（４）次代の親の育成
（５）青少年の健全育成

● 学校施設開放では、利用拡大傾向にあるが、さらに充実を図る上で「利用者モラルの問題」「開放のための施設整備」「指導員等の確保」など適宜に改善していく必要があります。
● 子ども会活動については、子どもが少ない状況にあって、行政区域にこだわらない組織づくりも検討してみる必要があります。
● 地域の教育力の向上の観点から、研修の機会の拡充やボランティアの活用等により指導員の養成・確保が必要となっています。
● 青少年の非行・犯罪の形態は社会情勢の変化とともに変化しているので、引き続き関係機関と連携しながら街頭補導活動を進めていく必要があります。

基本目標３：母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

（１）母子保健医療体制の充実
（２）子どもと母親の健康の確保
（３）思春期保健の充実
（４）「食育」の推進

● 三沢病院における専門医の確保では、小児科医、産婦人科医ともに、医師が不足している状況にあり、医師の確保は困難を極めています。
● 妊娠届数及び出生数が減少していますが、育児不安や産後のメンタル面での支援が必要な産婦が増加しているため、妊産婦・新生児訪問及び養育支援訪問の継続が必要です。
● 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進し、食を通じて心身ともに健康な子どもを育成するためには、栄養相談事業は継続して取組むことが必要です。

基本目標４：職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）仕事と生活の調和の実現
（２）固定的な性別役割分業の是正

- 共働き家庭やひとり親家庭での仕事と子育ての両立を支援にあたっては、延長保育の他にも休日及び夜間保育のニーズ高く、供給体制の整備が必要となっています。
- 産後休暇・育児休暇から職場復帰する際に、保育所の空きがなく待機児童となるケースがあり、乳児の受け入れ体制の整備が必要となっています。
- 子育て家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業についての周知により、利用を促進することで、支援の充実を図る必要があります。
- 育児休業の取得については、積極的な情報収集を行うことにより市民や事業者へ有益情報を提供することで、推進に努めることとしたい。

基本目標５：子育てを支援する生活環境の整備

（１）子どものまちづくりの推進
（２）子どもの遊び場の整備
（３）生活環境の整備

- 公園の維持管理業務において、遊具の改修・更新工事により、塗装のやり直し等で遊具の長寿命化を図っているが、安全基準の変更等への対応も必要となっています。
- 市営住宅の入居者選考にあたっては、母子・父子家庭が優先的に入居できる基準となっています。希望した時に空き住宅が無く入居できていない場合があります。

基本目標６：子どもの安全の確保

（１）犯罪被害から守るための活動の推進
（２）交通安全を確保するための活動の推進

- 関係機関・団体との連携強化については、市内でも強盗・暴行事件が年に数件発生していることから、引き続き施策を進めていく必要があります。
- 新設道路の開通や、建物の取り壊し・建築による見通しの変化など、道路事情は日々変化しており、交通安全施策を引き続き継続実施していく必要があります。

基本目標７：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

（１）ひとり親家庭の自立支援
（２）障害児施策の充実
（３）児童虐待防止対策の充実

- 母子家庭の母が互いに支えあい活動するために組織している母子寡婦福祉連合会への加入を促進し、会員の新陳代謝を図るとともに、自立に向けた支援のための体制の強化が必要となっている。
- 障害のある子ども一人ひとりの個性を伸ばし、社会に自立していくためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携して支援することが必要となっています。
- 不安を抱える保護者へも個々の状況に応じた専門的な相談・指導の場を提供することが重要であるため事業の継続実施が必要です。
- 子育てによるストレスや育児不安などは、児童虐待へと発展する恐れがあるため、保育者のリフレッシュに必要な保育サービスや育児の孤立化や不安解消等のための仲間づくりのための子育てサークル活動や保育所地域活動の場を提供するなど、子育て支援の充実を図る必要があります。

第６章　次世代育成支援の展開

1　基本目標ごとの事業の方向性

次世代育成支援における各施策は、平成17年４月から10年間において、三沢市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）で進められてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぎ、８つの基本目標を掲げ、具体的施策の取り組みについての方向性を『A』＝拡大・推進、『B』＝継続実施・維持、『C』＝廃止・中止に区分し、平成27年度から平成31年度までの５年間を一期として施策を推進してまいります。

○基本目標１：地域における子育ての支援

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)地域における子育てサービスの充実	①子育て環境整備の充実	1．子育て支援施設の整備【創設含む】	随時	A	家庭福祉課
		2．民間施設の整備促進	随時	A	家庭福祉課
(2)保育サービスの充実	①低年齢児の受け入れ拡大	1．乳幼児保育の促進	実施10か所	A	家庭福祉課
		2．産休・育休明け入所予約	全施設実施	A	家庭福祉課
	②特別保育事業の推進	1．延長保育促進事業	実施13か所	A	家庭福祉課
		2．休日・夜間保育事業	休日保育実施1か所	A	家庭福祉課
		3．病児・病後児保育事業	病後児保育実施1か所	A	家庭福祉課
		4．障害児保育事業	受入可能11か所実施４か所	A	家庭福祉課
		5．一時預かり保育事業	一時預かり　２か所	A	家庭福祉課
		6．子育て支援短期利用事業（ショートスティ）	委託契約　１か所	A	家庭福祉課
	③保育内容の充実	1．三沢保育事業研究会への活動支援	補助金交付研究活動35回、イベント２回	B	家庭福祉課
(3)子育て支援ネットワークづくり	①地域子育て支援センターの整備	1．地域子育て支援センター	委託契約　２か所	A	家庭福祉課
	②ファミリー・サポート・センターの充実	1．ファミリー・サポート・センター	登録会員（提供29人、利用330人、両方25人）	A	家庭福祉課
	③子育てネットワークづくりの推進	1．保育所地域活動	実施　6か所事業数　12事業	A	家庭福祉課
		2．子育てひろば（子育てサロン）の充実	委託契約　１か所利用　2,300人	A	家庭福祉課
	④情報提供・相談体制の充実	1．民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	民生委員・児童委員82名 主任児童委員　８名	B	生活福祉課
		2．家庭児童相談室設置事業	相談員２名相談件数90件	A	家庭福祉課

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
		3．窓口の設置（利用者支援員）	平成27年度新規事業	A	家庭福祉課
（4）子どもの健全育成	①児童館・児童センターの整備	1．児童館・児童センター	児童館５か所、センター４か所	B	家庭福祉課
	②放課後児童クラブの充実	1．放課後児童クラブ	実施９か所、13クラブ、登録児童727人	A	家庭福祉課
（5）地域における人材育成	①子育て支援の担い手の確保	1．放課後指導員、保育補助者等の養成	未実施	A	家庭福祉課
		2．保育士バンクの設置	未実施	A	家庭福祉課
（6）経済的負担の軽減	①子育てに係る経済的支援	1．子ども医療給付事業	対象3,061人	B	国保年金課
		2．子ども手当支給事業	受給者2,932人、児童数4,708人	B	市民課
		3．ひとり親家庭等医療費助成	対象1,782人	B	家庭福祉課
		3．保育料軽減事業	対象99人	B	家庭福祉課
		4．地産地消でわんぱく家族米支給事業	対象640人、申請630人	B	家庭福祉課
		5．実費徴収に係る補足給付事業	未実施	A	家庭福祉課

○基本目標２：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
（1）次代の親の育成	①乳幼児とふれあう機会の充実	1．ふれあい体験学習	５校10回実施	B	健康推進課
	②男女が協力して家庭を築くことへの理解促進	1．学校教育における男女共同参画教育	全小中学校で実施	B	学校教育課
	③若者の自立支援	1．就労観・職業観の育成	全小中学校で実施	B	学校教育課
（2）生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	①確かな学力の向上に向けた取り組みの推進	1．外国語指導助手・英語指導助手の活用	全小中学校実施 ALT２名、AET16名	B	学校教育課
		2．小・中学校学力・知能検査の実施	学力検査全校実施知能検査小２・５、中１・３	B	学校教育課
	②子どもの健やかな心身の育成	1．スクールカウンセラーの派遣	小学校２校 中学校２校	B	学校教育課
		2．心の教室相談員の配置	全中学校へ１名配置	B	学校教育課
		3．教育相談室及び適応指導教室	相談160件、教育相談員２名、適用指導員２名	B	学校教育課
	③信頼される学校づくりの推進	1．学校訪問事業	全小中学校実施	B	学校教育課
		2．学校施設の開放	全小中学校実施	B	市民スポーツ課
	④幼児教育の充実	1．幼稚園研究会への支援	総会へ出席し助言補助金交付	B	学校教育課
	⑤特別支援教育の充実	1．特別支援教育の充実	実施	B	学校教育課

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(3)地域の教育力の向上	①交流・体験活動の促進	1．子ども会活動の促進	育成会員　407人	B	生涯学習課
		2．スポーツ少年団活動の促進	団体23団体、参加651人	B	市民スポーツ課
		3．日米交流学習	交流学習７校	B	学校教育課
		4．民俗芸能継承の促進	活動団体10団体	B	生涯学習課
	②地域の教育力の向上	1．指導者・リーダーの育成	研修２回、参加68人	B	生涯学習課
		2．総合型地域スポーツクラブの育成	会員66人（小学生37人、一般29人）	B	市民スポーツ課
		3．子ども会活動の促進	再掲　3(3)①1	B	生涯学習課
	③子どもを持つ親に対する家庭教育の充実	1．小・中学校家庭教育学級	年４回開催、参加1,272人	B	生涯学習課
		2．教育相談室及び適応指導教室	再掲　3(2)②3	B	学校教育課
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①街頭補導活動等の充実	1．街頭補導活動	指導件数128件	B	生活安全課
		2．青少年補導員連絡協議会の活動支援	補助金交付	B	生活安全課
	②子どもを取り巻く有害環境対策	1．青少年健全育成推進員連絡協議会の活動支援	補助金交付	B	生活安全課
		2．情報モラル指導の推進	職員研修及び児童生徒への教育実施	B	学校教育課
	③相談・サポート体制整備	1．スクールカウンセラーの派遣	再掲　2(2)②1	B	学校教育課
		2．心の教室相談員の配置	再掲　2(2)②2	B	学校教育課
		3．教育相談室及び適応指導教室	再掲　2(2)②3	B	学校教育課
	④子どもの人権擁護における取り組みの推進	1．豊かな心を育てる生徒指導研究会推進事業	推進協議会２回、推進委員会５回	B	学校教育課
		2．いじめ防止対策の推進	未実施	A	学校教育課

○基本目標３：母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策	①安全で快適な妊娠・出産の確保	1．妊婦歯科集団健康診査	受診者　133人	A	健康推進課
		2．妊産婦・新生児訪問指導	妊婦200件、 産婦480件、 新生児500件	A	健康推進課
		3．養育支援訪問事業	訪問件数200件	A	健康推進課
	②乳幼児健康診査・健康相談等の充実	1．４か月児健康診査	受診率90.7%	A	健康推進課
		2．乳児健康相談 （6-7か月児、9-10か月児）	6-7か月 未実施9-10か月 81.5%	A	健康推進課
		3．１歳６か月児健康診査	受診率95.1%	A	健康推進課
		4．２歳児歯科健康診査	受診率89%	A	健康推進課
		5．３歳児健康診査	受診率95%	A	健康推進課
		6．乳児委託健康診査受診票の交付	対象　480人	A	健康推進課
(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	①思春期における健康教育の充実	1．喫煙防止、薬物乱用防止教室	小学校２校、 中学校５校	B	健康推進課・学校教育課
	②心の健康づくりの充実	1．こころの健康相談	相談件数延700件	B	健康推進課
		2．家庭児童相談室設置事業	再掲　1(3)④2	A	家庭福祉課
		3．スクールカウンセラーの派遣	再掲　2(2)②1	B	学校教育課
(3)「食育」の推進	①食に関する正しい知識の普及	1．健診等を活用した栄養相談	個別相談160人、 集団指導1,440人	A	健康推進課
		2．食生活改善推進員との連携・協力	開催７回、 参加者274人	A	健康推進課
	②「食育」の実践に向けた取り組みの推進	1．離乳食試食	開催12回	A	健康推進課
		2．三つ子の味覚百まで事業	開催12回	A	健康推進課
	③学校給食の充実	1．学校給食での食育指導	小学校59回2,406人 中学校33回736人	B	学校給食センター
(4)子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	①安心できる育児環境づくり	1．遊びの広場	開催24回、 延182人参加	A	健康推進課
		2．地域子育て支援センター	再掲　1(3)①1	A	家庭福祉課
(5)小児医療の充実		1．保健師の設置	保健師　９人	B	健康推進課
		2．専門医の招聘	小児科　２人、 産婦人科　２人	B	市立三沢病院

○基本目標４：職業生活と家庭生活との両立の推進

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	①ファミリーフレンドリー企業の普及促進	1．育児休業の取得促進	ＨＰで情報提供	B	産業政策課
	②相談体制と情報提供の充実	1．就労・職業訓練等に関する情報提供	ＨＰで情報提供	B	産業政策課
(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備	①多様な子育て支援サービスの充実	1．保育所入所待機児童の解消促進	待機児童21人	A	家庭福祉課
		2．多様な需要に対応した保育サービスの充実	1(2)①②の推進	A	家庭福祉課
		3．ファミリー・サポート・センター	再掲　1(3)②1	A	家庭福祉課
		4．放課後児童クラブ	再掲　1(4)②1	A	家庭福祉課
	②男女共同参画意識の啓発	1．各種セミナー・フォーラムの開催	セミナー開催５回、職員研修１回	B	広報広聴課
		2．学校教育における男女共同参画教育	再掲　2(1)②1	B	学校教育課
	③男性の育児参加の促進	1．男性を対象とした男女共同参画講演会	実施１回	B	広報広聴課
		2．小・中学校家庭教育学級	再掲　2(3)③1	B	学校教育課

○基本目標５：子育てを支援する生活環境の整備

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)良質な住宅の確保	①子育てに配慮した住まいづくり	1．市営住宅の整備	管理戸数450戸	B	建築住宅課
		2．母子・父子家庭の優先入居	実施	B	建築住宅課
	②バリアフリーによる生活環境の整備	1．道路や公園施設等のバリアフリー化	身障者用トイレ設置道路・歩道の整備	B	土木課・都市整備課・建築住宅課
(2)良質な居住環境の確保	①公園の整備	1．歩いて行ける公園ネットワークづくり	都市公園66か所新設１か所・改修12か所	B	都市整備課
		2．公園の維持管理	地域町内会や公園緑化公社で実施	B	都市整備課

○基本目標６：子どもの安全の確保

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	①交通安全対策の推進	1．交通安全教室	保育所・幼稚園・小学校　実施10回	B	生活安全課
		2．交通安全リーダーの育成	補助金交付	B	生活安全課
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	①防犯対策の促進	1．防犯パトロール	巡回活動 動員延人数450人	B	生活安全課
		2．青少年補導員連絡協議会の活動支援	再掲　2(4)①2	B	生活安全課
		3．青少年健全育成推進員連絡協議会の活動支援	再掲　2(4)②1	B	生活安全課
(3)被害に遭った子どもの保護の推進	①連絡・保護体制の充実	1．児童相談所及び警察等関係機関との連携強化	要保護児童対策協議会代表者会議の開催	A	家庭福祉課

○基本目標７：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)児童虐待防止対策の充実	①発生の予防対策の推進	1．母子保健事業における相談・指導の充実	3(1)①②の推進	A	健康推進課
		2．子育て支援サービスの充実	1(1)．(2)．(3)．(4) の推進	A	家庭福祉課
		3．子育てネットワークの促進	1(3)③の推進	A	家庭福祉課
		4．相談体制の充実	1(3)④の推進	A	家庭福祉課
		5．民生委員・児童委員・主任児童委員との連携	再掲　1(3)④1	B	生活福祉課
	②早期発見・早期対応のための体制整備	1．三沢市要保護児童対策協議会	代表者会議１回、 実務者会議12回、 ケース検討会議４回	A	家庭福祉課
		2．児童虐待防止法の周知	広報みさわ11月号へ掲載	A	家庭福祉課
	③虐待を受けた子どものケア	1．児童相談所との連携	定期的に実施	A	家庭福祉課
		2．三沢市要保護児童対策協議会	再掲　7(1)②1	A	家庭福祉課
(2)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	①生活の安定と自立と促進	1．母子及び父子自立支援員の配置	支援員１名配置相談105件	A	家庭福祉課
		2．自立支援訓練給付	１件	A	家庭福祉課
		3．母子寡婦福祉連合会	補助金交付	B	家庭福祉課
		4．母子・父子家庭優先入居	再掲　5(1)①2	B	建築住宅課
(3)障害児対策の充実等	①早期発見・早期治療の推進	1．各種健康診査の充実	3(1)②の推進	A	健康推進課
	②日常生活支援の充実と自立支援	1．障害者自立支援法による福祉サービスの利用促進	利用者4847人	A	家庭福祉課

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
		2．療育体制の充実	施設３箇所	A	家庭福祉課
		3．障害児保育事業	再掲　1(2)②4	A	家庭福祉課
		4．特別支援教育の充実	再掲　2(2)⑤1	B	学校教育課
	③相談・指導体制の充実	1．たんぽぽ家庭教育学級	開催４回、学級生33人	B	生涯学習課
		2．発達障害者支援事業	相談７回24名、事後指導10回、参加者延37人	B	健康推進課
		3．母子保健事業における相談・指導の充実	3(1)①②の推進	A	健康推進課
		4．家庭児童相談室設置事業	再掲　1(3)④2	A	家庭福祉課
	④福祉活動団体の育成・支援	1．身体障害者福祉会の活動支援	会員40人、活動回数20回	B	家庭福祉課
		2．三沢市手をつなぐ育成会の活動支援	会員36人、活動回数23回	B	家庭福祉課

○基本目標８：結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

施　策	具体的な施策	取り組み	現状（H25）	方向性	担当課
(1)結婚・妊娠・出産・育児に関する意識啓発	①結婚・妊娠・出産・育児に関する情報提供	1．広報誌への掲載	未実施	A	家庭福祉課
		2．ケーブルテレビにおける情報の発信	未実施	A	家庭福祉課
(2)出会いの場づくりの推進	①未婚男女の出会いの場の創出	1．出会いの場の創出に関する事業の推進	未実施	A	家庭福祉課

第７章　計画の推進

本計画の推進にあたっては、下記のような推進体制を整備し、関係機関を緊密な連携を図りつつ各施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら、総合的かつ効果的な推進を図ります。

（１）幅広い分野からの取り組み

より良い子ども・子育て環境を作るには、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの整備など幅広い分野にわたる取り組みが必要であります。

関係機関・団体・個人の活動を支援しながら連携を密にし、計画との整合性を図りながら地域の子育て支援を推進します。

（２）庁内連携体制の充実

本計画は、三沢市の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたもので、各施策の推進・促進について庁内関係各課のより、一層の連携体制の充実を図り緊密な情報交換と連携した活動の推進を図ります。

（３）地域との連携・協力

地域で活動するボランティアグループや子育てサークル等との連携を強化し、また企業や住民一人ひとりの理解と協力を得ながら、それぞれの役割や機能を生かした一体的な取り組みを進めていくことができる体制の整備を図ります。

（４）計画の進行管理及び計画尾点検・評価

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。

資　料

1　三沢市子ども・子育て会議条例

平成25年三沢市条例第19号

（設　　置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年８月22日法律第65号。次条において「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、三沢市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理する。

（組　　織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）子どもの保護者

（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）教育関係者

（４）学識経験者

（５）その他市長が必要と認める者

２　子育て会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

（委　　員）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　　議）

第６条　子育て会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

２　子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶　　務）

第７条　子育て会議の庶務は、健康福祉部家庭福祉課において処理する。

（委　　任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年５月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行日以降、最初に委嘱された委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「救急医療対策協議会」を「子ども・子育て会議」に改める。

別表第２中「救急医療対策協議会委員」を「子ども・子育て会議委員」に改める。

2　三沢市子ども・子育て会議委員名簿

区　分	氏　名	団体名	役　職
子どもの保護者	横　田　渉　子	三沢市連合ＰＴＡ	副会長
子育て支援事業に従事する者	林　　光　利	三沢保育事業研究会	会長
	中　塩　章　司	三沢児童館連絡協議会	おおぞら児童センター館長
	沼　尾　紀恵子	市内認定こども園	認定こども園　小檜山学園 三沢第一幼稚園　園長
	小　守　典　子	市内児童発達支援放課後デイサービス事業所	チャレンジドキッズ スペースオハナ施設管理者
教育関係者	熊　野　　稔	三沢市教育委員会	教育委員長
	古　田　秀　子	三沢市幼稚園教育研究会	副会長(いちい幼稚園 園長)
その他	佐々木　文　仁	三沢青年会議所	理事長
	岩　間　たつ子	三沢市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
学識経験者	外　崎　充　子	学識経験者	八戸学院短期大学　学長
	馬　場　せつ子	学識経験者	元 古間木小学校 校長
一般公募	附　田　宏　美	一般公募	
	渡　辺　卓　也	一般公募	
	及　川　カツ子	一般公募	

3　三沢市要保護児童対策協議会設置要綱

（目　　的）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の２の規定により、要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、三沢市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業内容）

第２条　協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに支援の内容に関する協議を行う。

２　協議会は、法第25条の３の規定により、要保護児童等に関する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（構　　成）

第３条　この協議会は、別表に掲げる機関、団体等により構成する。

２　協議会の円滑な運営に資するため、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

（実務者会議）

第５条　実務者会議は、要保護活動を実際に行う実務者で構成し、要保護児童全般についての情報交換や協議会の啓発活動等を行う。

（個別ケース検討会議）

第６条　個別ケース検討会議は、検討の対象となるケースに関係する機関で構成し、要保護児童等の状況把握、援助方針と役割分担等、問題解決のための活動を行う。

（要保護児童対策調整機関）

第７条　法第25条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関は、三沢市健康福祉部家庭福祉課とし、協議会の事務局としての業務を行う。

（秘密の保持）

第８条　協議会の構成員は正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年８月22日から施行する。

この要綱は、平成20年８月28日から施行する。

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

この要綱は、平成23年９月１日から施行する。

別表（第３条関係）

青森県七戸児童相談所
三沢地区医師会
青森県看護協会上十三支部
青森県三沢警察署
ひまわり乳児院
三沢市民生委員・児童委員協議会
三沢保育事業研究会
三沢市幼稚園教育研究会
三沢市小中学校校長会
三沢市子ども会育成協議会
三沢市社会福祉協議会
三沢市教育委員会
三沢市健康福祉部健康推進課
三沢市健康福祉部家庭福祉課
青森地方法務局十和田支局
十和田人権擁護委員協議会
青森県上十三保健所
その他市長が指定する機関等

4　虐待防止のための支援体制

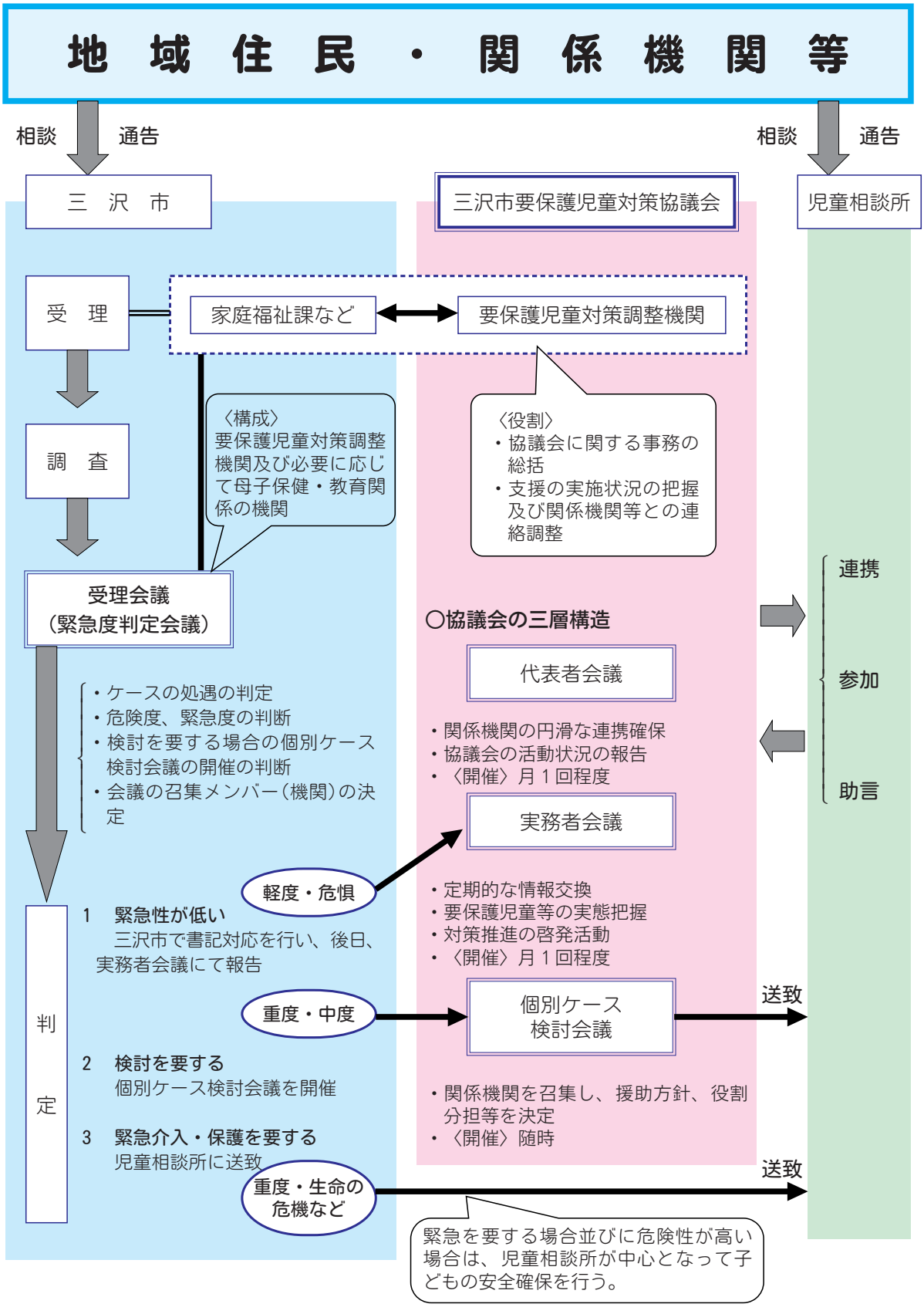

三沢市　子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成27年４月
発　　行：三沢市
編　　集：三沢市　健康福祉部　家庭福祉課
策定協力：株式会社 ぎょうせい

〒033-0011　三沢市幸町3丁目11番5号
TEL：0176-51-8772
FAX：0176-53-2266
ＨＰ：http://www.city.misawa.lg.jp/